

予算特別委員会会議録（５）（令和６年１定）			
日 時	令和６年 ３月１２日（火）	開 議	午後 １時００分
		散 会	午後 ４時３４分
場 所	第 ２ 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	中村（吉宏）委員長、横尾副委員長、新井田・小貫・白濱・佐藤・ 下兼・高橋・中村（岩雄）各委員		
説 明 員	総務・財政・生活環境・福祉保険・こども未来各部長、保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、佐藤委員、下兼委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。平戸委員が白濱委員に、橋本委員が新井田委員に、松岩委員が佐藤委員に、面野委員が高橋委員に、前田委員が中村岩雄委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、厚生常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、共産党、みらい、公明党、立憲・市民連合の順といたします。

自民党。

○佐藤委員

◎地域共生社会への推進について

地域共生社会の推進についてお聞きします。

まず、たるたる支え愛ぷらんについてお聞きいたします。

たるたる支え愛ぷらんの計画策定をするのはいつなのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

たるたる支え愛ぷらんの計画策定なのですが、現在のたるたる支え愛ぷらは今年度までとなっているため、今年度中に改定することとし、策定作業を進めてきたところでありまして、18日の厚生常任委員会で報告する予定となっております。

○佐藤委員

それでは、この計画策定後、関係機関に計画書を送付とありますが、関係機関について、具体的にどこなのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

計画書を送付する関係機関、関係団体につきましては、小樽市総連合町会、小樽市民生児童委員協議会、小樽市老人クラブ連合会、市内の各社会福祉法人、その他などとなっております。

○佐藤委員

それでは、この計画書をいろいろ今お聞かせいただいたのですが、大体いつ頃をめどに送付が完了されて、優先順位としてはどういう機関から送付をするのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

ただいま、印刷の発注をしたばかりなのです。納期が年度末の3月29日の予定になっておりますので、実際に関係機関に送付するのは4月に入ってからになると思っています。

特に優先順番というより、送付についてはこれからこちらである程度リストアップして、ほぼ同時に郵送で送るような形で、市の関係機関の窓口配置するのとはほぼ同じようなタイミングで行いたいと考えているところであります。

○佐藤委員

続きまして、町内会についてお尋ねします。

町内会活動が継続できるように、本市が行う支援に、まず、デジタル化を推進するというふうに一般質問の際に御答弁をいただいたのですが、具体的にどのような内容なのか、お聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

デジタル化の推進の内容につきましてはアンケートの結果で、町内会役員の人手不足等による運営に対する業務の負担を感じているという結果がございまして、将来的な電子回覧板の導入ですとか、オンライン会議などが可能となる環境づくりといったものが必要と考えております。

このため、まずは町内会単位でのスマホ教室というものを実施しながら、これもスマートフォンの基本操作だけではなく、町内会活動に特化した知識や技術も習得できるように、例えばグループラインを使つての役員会の実施といった内容で取り組んでいただきたいと考えておりまして、令和6年度は総連合町会の補助金の中にその経費を一部盛り込みまして、総連合町会から各町内会への積極的な実施を呼びかけることとしております。

○佐藤委員

それこそ電子回覧板ですとかオンライン会議というのは非常に有効だと思いますし、漏れることなくみんなが参加したりとか、目に触れたりとかできるので、私もとてもいいことだというふうに思います。

実際に今、町内会の中では、札幌市の大学生の方々にいろいろ教えてもらったりして、スマホ教室も開いて、何町内会か、もう出来上がっているところがあります。

これから進めていくに当たって、例えば、今、市内で年に10回か20回ぐらいやっているスマホ教室といったものは、いなきたコミュニティセンターだったり、いろいろなところでやっていると思うのですが、今後はその町内会単位でスマホ教室をやっていくに当たって、業者をお願いするのでしょうか、それとも大学生のボランティアとかなのか。また、私の町内会などは会館がないものですから、場所的にどうやって決めていくのかと思ひましてお聞きします。

○（生活環境）角澤主幹

今年度、スマホ教室を行われている部分としては、町内会で行っているスマホ教室もございまして、市で行っている高齢者向けのスマホ教室というのもございます。

今回の補助金に盛り込んでいるのは、総連合町会にやっていただくために、総連合町会に預けて、そこから町内会単位で実施していただくスマホ教室を考えております。これは総連合町会での協議になりますけれども、業者なのか、ボランティア団体なのか、方法としてはこれからの協議になります。

○佐藤委員

いろいろお話を聞いていましたら、スマホ教室をやっている町内会の町内会同士の結びつきというのがやはり非常に強くて、そこでも役員同士でグループラインなどをやり取りしている中で、いろいろ強化されていっているのをこの前、私もお聞きしたのです。なので、早くこういったものを取り入れて、みんながICT化というのが進んでいくと、うまくいくかというふうに思います。

次は、町内会のイベントの事前広報についてどのような方法をお考えなのか、お聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

町内会のイベントの事前広報につきましては、現在、終了後の町内会のイベントのみを市のホームページから発信している状況になってございますけれども、今後は開催前のイベントにつきましても、各町内会からの掲載情報を積極的に提供いただけるように総連合町会と協議しまして、市のホームページ等に掲載していきながら、広報に努めていきたいと考えております。

○佐藤委員

先日コミュニティリーダー養成研修会でも同じような御意見が出たと市長からも答弁いただいておりますし、あそこに出席されている方というのは、町内会の役員をやられたりしている方々なので、ぜひ自分のところにも取り入れたいとか、まねしたいとか、いいなと思った事例を求めている方々の御意見だと思いますので、ぜひ積極的に、事前に広報していただきたいと思います。

◎民生・児童委員について

続きまして、民生・児童委員についてお聞きいたします。

全国的に見ても、民生・児童委員が足りていない自治体も非常に多くあると思います。本市でも344人の定数に対して22人の欠員とあります。

欠員になっている地域の住民への対応は、市の職員がしているのでしょうか。誰が対応しているのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

欠員となっている地域の方々への対応につきましては、小樽市民生児童委員協議会の事務局であります小樽市社会福祉協議会に確認したところ、欠員地域の業務は、各地区の地区会長が業務を代行しているということでございました。

○佐藤委員

結構な負担になるのではないかと思いますのですけれども、次に、民生・児童委員の定年をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

民生・児童委員の定年というものはございませんが、厚生労働省の通知には、北海道民生委員児童委員連盟というものがございまして、そちらが出している手引などでは、再任される方は75歳未満の方を選任するように努めるようにされてございます。

○佐藤委員

それでは、本市における民生・児童委員の平均年齢をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

本会議でもお伝えしました令和6年2月末の民生委員は322名いらっしゃいますけれども、322名の平均年齢で申し上げますと66.9歳でございます。

○佐藤委員

ちなみに、一番高齢な方は何歳か、お分かりになったら結構です。お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

今、手元に細かい資料を持っていないのですけれども、80歳代半ばの方が最高齢だったと記憶してございます。

○佐藤委員

私も、80歳代の民生委員の方がいらっしゃるというのを耳にすることがありました。実際に委員をされている方からお話をお聞きすることができたのですけれども、高齢になってきますと体調不良とかで、なかなか身動きが取れないことというのも増えてきますし、また、認知症により大切な個人情報の紛失の懸念、避難するときの要支援者のいろいろな細かいセンシティブな情報を書いているような書類などが紛失されるのではないかと懸念を申されておりました。

またもう一つ、突然、お亡くなりになったりとかになりますと引継ぎができない。やはり、地域でいろいろと支援を受けていらっしゃる方というのは、支援してくださる民生委員との絆というのでしょうか、そういう非常に強い結びつきがあると思うのです。

なので、やはり、その方々がきちんと前向きに対応していくためには、事前の引継ぎというのは絶対に必要だと思います。替わりましたとぽつと行って、すぐ信頼されるということもなかなか難しいのではないかとこのように思っておりますので、これは実際に委員をされている方からお聞きして、なるほどというふうに思いました。

本市としては、この民生・児童委員の高齢化のリスクについてどのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

民生委員の高齢化のリスクについてでございますけれども、今、委員おっしゃった部分、当然そうだと思ってございます。一般論ではございますけれども、やはり、高齢になるに従って体力や記憶力の低下、あと活動していたいているときのけがを負われるリスクなどが高まるものだと考えてございます。

○佐藤委員

やはり、けがということも、もちろんそうだと思うのですが、本市としては、そういったケアをするために、お手伝いしてあげていることといたしますか、何か支援してあげていることなどがあつたらお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

民生委員は全体的に高齢の方が多くはございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、小樽市社会福祉協議会に民生委員の事務局がございまして、日頃から、皆さんの訪問先とか、相談とかで抱える、そういうトラブルだとか相談事があれば、事務局で基本的な対応をしていると聞いてございます。

○佐藤委員

65歳になったら高齢者の見守り訪問というのが始まるわけなのです。その65歳の御家庭に80歳を過ぎた高齢の民生委員がいろいろと回って、相談事を聞いて、対応しているというのが現状なのです。この80歳代まで続けていらっしゃるということは、替わりが見つからないのではないかとということもあるのではないかと思います。ですから、この方は、まだまだやり続けていかなければならないというふうに感じます。交通費などの実費負担分は負担してもらえるのですが、そのほかは報酬がないボランティアという状況ですので、本当に御苦労いかばかりかというふうに思います。

ちなみに、この民生・児童委員がお一人で大体、何世帯担当しているのか、お聞かせください。一番多い例と、一番少ない例も併せてお示しください。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

民生・児童委員の平均で御担当いただいているのは約200世帯でございます。

あと、市内は広くて、やはり人口多いところ少ないところございますのでばらつきがございますが、担当で少ない方で約40世帯、多い方については約460世帯となっています。

こちらは先ほどの平均よりかなり多い数字になるのですが、これにつきましては、高齢者の施設を抱えているエリアの御担当になっているので、そこに100人単位で入っていらっしゃるので、そこについては担当世帯数が多くなっているというものでございます。

○佐藤委員

例えば、さきにお話ししたような御高齢の民生委員にも、その地区で欠員が出たときというのは、さらにその方にもお願いしたりとかする負担などというのがかかるのかどうか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

冒頭でも少し申し上げた部分でございますけれども、欠員になっている部分は、地区会長が業務代行してございますので、高齢の民生・児童委員の負担が増えるということはないものだと考えてございます。

○佐藤委員

先日の再質問の際に、民生委員を早期に確保したいとお示しをいただきました。また、過去の会議録を見ても同じような御回答が多いというふうにも感じております。

一般質問の際の御答弁では、民生・児童委員の担い手を確保するため、業務の負担軽減や活動の理解促進を図る取組を行うとのことでした。どんな業務の負担をどのように軽減するのか、また、活動の理解を促進していくための方法などをお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

民生委員の負担軽減と活動の理解促進につきまして、まず、これまでも市と小樽市民生児童委員協議会と、民生委員の皆様ともいろいろ協議をしてきているところがございますけれども、実際に行ってきた業務負担の軽減の取組につきましては、毎年、各地区の生活保護を受けられている方の保護手帳というのを民生委員から直接、各生活保護を受けられている方の世帯にお配りしていただくことを毎年お願いしていたところを取りやめて、直接、市の生活保護の担当から受給世帯にお渡しするような部分にいたしました。

あと、福祉除雪で、屋根の雪下ろしの事業があるのですが、従前はお申込みですとか決定、あと、請求書のやり取りなどを民生委員を経由してやっていただいていたということで、決定通知書や請求書のやり取りというものは、民生委員を介さないで、直接、利用者と小樽市社会福祉協議会でやっていただくような形で業務軽減を図ってきたところでございます。

活動の理解促進につきましては、今までも御答弁させていただいていますけれども、市としては広報おたるでの周知、あと、民生委員御自身もPRカードや地域の集まりで、民生委員の活動の紹介をさせていただいているところでございます。

○佐藤委員

今までも広報おたるとかではいろいろと、民生・児童委員の活動の紹介ですとか、勧誘というのか募集みたいなのもされてきたと思うのですが、そういう際に広報は何ページぐらい使っていますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

広報おたるでの民生委員の紹介なのですが、見開きでいいですよと1ページで毎年、御紹介させていただいています。

○佐藤委員

今、私の手元に、ニセコ町の広報の民生委員の御紹介のページが6ページあるのです。民生委員のお写真とか、活動はどういった活動なのか、どんなふうに使われているのか、どんな人が活動しているのか、報酬のことについてとか、相談内容は秘密にしてもらえるのか、見回り訪問はこういうふうに使っていると、いろいろなことが詳細に載っております。民生委員代表で4名の方なのですが、インタビューも記載されております。

非常にこの活動はいいというふうに思いましたので、1ページでさらっとも、もちろんいいのですが、ぜひ、若干、深めに掘り込んでいただきますと、今まで民生委員のお仕事になかなか興味がなかった方とか、それから、やりたくてもどういうものか分からないからできないのではないかと、私の周りなどでは学校の教員をやっていた方とか、ある程度、仕事でも役職に就いていた方がなるのではないというふうに思っている方もいました。ぜひ、民生委員の活動を広く進めていただきまして、担い手も一緒に探してもらいたいと思います。

ちなみに、過去に民生委員、児童委員のPRポスターなどを作成しているところがあるのです。本市では、そういう方法を取ったことはありますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

PRポスターにつきましては、今まで市もそうですし、小樽市社会福祉協議会で、独自のポスターというものを策定した実績はございません。ただ、今、成り手不足などを解消していくということで、新年度に向けまして、小樽市民生児童委員協議会の事務局では、PRポスターを独自に作成して、スーパーですとか、人通りが多いところとかに貼ってみたいというふうに準備を進めていると聞いてございます。

○佐藤委員

人目に触れることも大事だと思いますので、よろしくお願いします。

では、道内でも民生・児童委員を行政が率先して充足している自治体があるとお聞きします。本市の所見をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

民生委員の成り手不足、行政との関わりという部分でございますけれども、昨年6月に音更町の民生児童委員協議会が、小樽市民生児童委員協議会と交流したいということで、昨年、小樽市にお越しになって、いろいろ意見交換などをされたと聞いてございます。

その中では、音更町の話ですけれども、やはり農村エリアでは、地元の方の結びつきというのが多くて、どこにどういう方が住んでいるというのも分かっている、後任探しはそれほど苦労していないと。ただ、音更町でも栄えているエリアについては、やはり、市街地エリアでは近所付き合いが少なくなってきた後任探しに若干苦労するようなケースがあって、そういうときに役場の職員が後任探しをお手伝いするケースがあるという話が出ていたと伺っております。

市の所感といたしましては、まちの規模とか、産業構造などいろいろな部分で異なる部分がございますので、音更町と全く同じことができるかというのは、正直まだ分かりませんが、行政として何かしらできることはないかと考えるきっかけにはなったと思っています。

○佐藤委員

例えば、民生・児童委員が次にお願いしたいというふうに思っている方のところに、その委員とか町内会長がお願いに上がったりするケースが多いと思うのですけれども、その際に市の担当職員と一緒に出向いて、活動内容を御説明したりとか、勧誘に協力するということではできませんでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

今の御質問ですけれども、やはり、この成り手不足の問題とかの解消方法については、北海道民生委員児童委員連盟の、要は北海道全体の民生委員の研修会という場でもそうですし、小樽市民生児童委員協議会の会長会や地区の例会でも、結構、数か月かけて、解消に向けてどういう取組ができるのか、いろいろ意見を出しているというのは伺っています。

一緒に勧誘というのをしてほしいと直接は聞いたことがないのですけれども、やはり、民生委員と行政との関わりは非常に密接なものだと感じておりますので、どのように協力していけるかというのは、今後、考えてまいりたいと思っています。

○佐藤委員

昔は、高齢者への訪問というのは、ほぼ民生委員がやっていたと思うのですけれども、今は地域包括支援センターでも訪問されているということで、民生・児童委員、それから地域包括支援センターとの情報共有というのは、とても大切なことだと思います。

この両者の連携は取れているのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

地域包括支援センターと民生・児童委員との関係につきまして、民生・児童委員が地域の高齢者からいろいろな相談を受けて何か課題を抱えたときに、地域包括支援センターに相談していただいているという話は聞いてございますので、そういう意味では、双方向で情報の共有や連携は取れているものと認識してございます。

○佐藤委員

それでは、民生・児童委員の方から月1回、例会を行っているというふうにお聞きいたしました。どのようなことを話し合われているのか、差し支えない程度で結構ですので、内容をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

民生・児童委員の例会についてですが、まず、市内に、民生委員の地区は16地区に分けてございます。月1回、16地区の会長と副会長が集まる全体の会長会というのがございまして、その場で市や小樽市社会福祉協議会、小樽市民生児童委員協議会の事務局などからいろいろお知らせをしたり、あと、民生委員もいろいろな専門部会などに

分かれていまして、研修内容のフィードバックというものをいろいろされていると。

そこで話し合われた内容については、月1回、各地区での例会というものがございまして多分、今、御質問の例会の話だと思いますけれども、全体の会長会でお話があったことですか、地区独自のいろいろな話合いが行われて、情報共有などを行われているというふうに聞いてございます。

○佐藤委員

それでは、会長会とかでもそうなのですけれども、欠席した民生・児童委員へ話し合われたことの内容は、誰が、どのようにお伝えしているのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

地区例会で欠席された民生・児童委員には、地区会長が文書または口頭で伝えてしていると聞いてございます。

○佐藤委員

会長の例会などには欠席者は出ないのですか。地区例会だったら、会長が出席されているのであれば資料もお持ちだと思いますし、お伝えすることはできると思うのですけれども、例えば、会長がお休みされていたら、その地区は情報がストップしてしまうような気がするのですが、そのフォローはどうやって行っているのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

全体会長会を欠席された場合ですけれども、先ほど申し上げましたが、会長と一応、副会長から出ていただくので、めったに2人ともいらないということはないのですけれども、ただ、話し合われた内容につきましては、もともと事務局でレジュメを作成するのですが、話し合われたことの概要といいますか、記録をして、事務局から各地区に戻しているということでございますので、文書である程度、伝わる部分もあると思っています。

○佐藤委員

今後、会長会もそうなのですけれども、地区例会などもZ o o mなどを使用することによって参加人数が増えたり、より活発な会になると思うのですが、いかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

Z o o mなどを活用してという部分でございますが、委員のおっしゃる趣旨というものは十分承知してございまして、将来的な課題であるかとはまず思っています。というのも、やはり、民生委員は少し年齢が高めの方がいらして、Z o o mとかいろいろなものの使い方とかに、なかなかまだなじみがないのかと感じているところです。

ただ、この数年、コロナ禍などにおきまして、会議というわけではないのですけれども、北海道の研修会などもオンライン会議とか、説明会とかがあつて、それには参加される機会が増えて、I C Tのそういう部分での抵抗は少しずつなくなっていると思っています。

こちらにつきましては、小樽市民生児童委員協議会と事務局、あと、民生委員方の御意見もいただきながら、今後そういうのを少しずつ慣れていったりという部分ができていけばいいのではないかと考えてございます。

○佐藤委員

民生・児童委員のI C T活用のすすめというのは、数年前から全国的にも広がっております。先行地区だとは思いますが、五百数十名いらっしゃる自治体でも、全員にタブレットとWi-Fiルーターを与えているというのがネットでも検索できました。また、そのほかに、石川県のとある市なのですけれども、金沢工業大学と市で連携して、大学生にも関わってもらって、アプリを無料だったかな、で使うという話も出たりもしております。まだ少ないのかもしれませんが、いろいろと全国ではI C Tの活用はされているように見受けられます。

先ほどお話ししましたが、やはり、民生委員の持っている住民の方の情報の書類というのは非常にセンシティブなので、紛失したりすると本当に大変なことになると思うのです。ただ、こういったタブレットを活用したり、I C Tを活用することによって、そういった情報も守れるもの、紛失を防げたりとかするもの、もしかした

らできるのではないかと思います。

先行している自治体のタブレットを使っていることで、メリットやデメリットというのは、まだ探せていないので、それを全面的に推奨するということはないのですけれども、ただ、やはり、そういったものも広く見て、小樽市でもできること、それから、民生・児童委員の負担を少しでも軽くしたりなどができるといいなと思います。

社会共生のために、この民生委員にも本当にお力をお借りしなければならないことだと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○小貫委員

◎国民健康保険について

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療と、それぞれ特別会計という形になっていますけれども、まず、そもそも地方公共団体における特別会計について、法の定めを説明していただけますか。

○（財政）財政課長

普通地方公共団体におけます特別会計の設置につきましては、地方自治法の第209条の中で「特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。」とされております。

また、国保、介護、後期高齢者医療の特別会計につきましては、それぞれ国民健康保険法第10条、介護保険法第3条、高齢者の医療の確保に関する法律第49条において、特別会計を設置しなければならないとされております。

このほか、水道や病院事業などのような公営企業につきましては、地方財政法第6条に基づいて特別会計を設置する義務がございます。

○小貫委員

法律で定めがあるということです。

ただ、お金のやり取りの関係なのですけれども、どういった場合に一般会計からの繰入れというのが可能なのか、法的根拠も含めて説明してください。

○（財政）財政課長

特別会計におけます一般会計からの繰入金につきましては、国保、介護、後期高齢者医療の特別会計においては、それぞれ国民健康保険法第72条、介護保険法第124条、高齢者の医療の確保に関する法律第99条に基づいて行われております。

なお、地方公営企業の特別会計におきましては、地方公営企業法第17条の2の中で、一般会計等において負担すべき経費を除き、企業の経営に伴う収入をもって充てることとされております。

○小貫委員

今、国保の第72条という説明がありましたけれども、これは恐らく、いわゆる法定内の繰入れと呼ばれるものなのだと思うのですけれども、それ以外の繰入れをしては駄目だよという法的な条文というのは、どこかにあるのでしょうか。

○（財政）財政課長

法的な条文というのはございません。

○小貫委員

その前提で、国保から順番に聞いていきます。

まず、議案説明のときに説明いただいた内容では、新年度の被保険者数の予測というのが2万62人ということでした。75歳から後期高齢ですから、74歳以下の市民に対する割合というのはどの程度になるのか、説明してください。

○（福祉保険）保険年金課長

令和6年2月末時点での小樽市の74歳以下の人口は、小樽市住民基本台帳人口によりますと8万256人です。したがって、74歳以下の市民に対する国民健康保険被保険者の割合は約25%となります。

○小貫委員

約4分の1の方が国保に入っているということでした。

同じ資料では、2020年度、令和2年度分について、被保険者数が年度平均2万3,726人と記載されていたのですが、これも74歳以下の市民に対する割合というのがどの程度になるのか、お示してください。

○（福祉保険）保険年金課長

2020年度末の令和3年3月末時点での小樽市の74歳以下の人口は、小樽市住民基本台帳人口によりますと8万7,217人となります。

したがって、このときの74歳以下の市民に対する国民健康保険被保険者の割合は約27%となります。

○小貫委員

約27%ということで、年齢で区分しているはずなのですが、約2%減っているという計算になります。誤差と見るかどうかという範囲がありますが、この違いというのはどういうことが想定されているのか、説明してください。

○（福祉保険）保険年金課長

被保険者の割合が若干ですが下がっている理由といたしましては、令和4年度以降の雇用におけるコロナ禍からの回復、あと、被用者保険の適用拡大による被用者保険の取得者が増加したことなどが要因と考えております。

○小貫委員

少しコロナ禍の関係は分かりませんが、被用者保険の部分でいくと、確かに、この人は本当に国保のままなのかという人は何人か相談を受けたことがありますけれども、そういうところが協会けんぽ等に変わっていくということは、本来の望ましい姿なのかと思います。

それで、新年度の関係で、いわゆる賦課所得はゼロというような世帯ですけれども、まず、その世帯は幾らと見込んでいるのかということと、その保険料についてモデルケースでお答えください。

○（福祉保険）保険年金課長

賦課所得がゼロとなる世帯は、国保料の均等割、平等割が7割軽減の対象となります。したがって、新年度においてこの7割軽減対象世帯数ということでいきますと6,140世帯となります。こちらの世帯の保険料について、モデルケースとしまして、40歳未満の夫婦と小学生の子供1人の場合でいきますと年間で4万1,750円となります。また、65歳以上の夫婦2人世帯で計算しますと年間で3万1,340円となります。

○小貫委員

賦課所得ゼロと言われる人が2万人のうち6,140世帯ということでした。だから相当な割合が賦課所得がゼロの世帯ということになります。

そういったモデルケースをお答えいただきましたけれども、それらの世帯というのが令和5年度はどういう保険

料だったのか、お示してください。

○（福祉保険）保険年金課長

これらのモデルケース世帯の今年度の保険料ということになりますと、40歳未満の夫婦と小学生の子供1人の場合、年間で3万9,160円となります。65歳以上の夫婦2人世帯では年間で2万9,510円となります。

○小貫委員

やはり、賦課所得がゼロの世帯で、モデルケースですけれども、今年度と比べると新年度に保険料が上がるという今の予算案だということです。

そこで、均等割の軽減というのが行われていますけれども、この均等割軽減の制度について説明してください。

○（福祉保険）保険年金課長

未就学児の均等割軽減ということでお答えさせていただきますと、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和4年度より国民健康保険に加入している未就学児の均等割額を2分の1に軽減する制度となります。

○小貫委員

今2分の1軽減の部分で未就学児というお話なのですが、対象となっている子供の人数及び予算について説明してください。

○（福祉保険）保険年金課長

令和6年1月22日時点での国民健康保険に加入している未就学児の人数は293人となっています。したがって、この人数の均等割の5割軽減額、総額で304万4,904円となります。

○小貫委員

300人弱だということですが、これを高校生まで広げた場合に、その人数や所要額というのが幾らになるのか、お答え願えますか。

○（福祉保険）保険年金課長

同じく令和6年1月22日時点で、高校生まで対象を広げた場合の人数は1,170人となっています。この人数の均等割の5割軽減した場合の金額は1,190万3,910円となります。

○小貫委員

既に約300万円を出していて、さらに広げたら約1,190万円というお話でした。

私たち日本共産党は、ずっとこの均等割軽減というのは、いわゆる人頭税に当たるということで、なくすようにというお話をしてきたのですけれども、ただ、こういう軽減を進めるべきだということに対して、これまで市は何と言ってきたのか説明をしてください。

○（福祉保険）保険年金課長

小樽市としましては、18歳未満の方の均等割軽減につきましては、実施するのであれば国民健康保険法第77条に規定する減免制度による実施で行うことになると考えております。

ただ、減免は、災害や事業の廃止等による負担能力の低下に応じて個別になされるものでありまして、18歳未満の子供がいることをもって特別な事情として減免することは適当ではないと考えております。

一方で、子育て世帯の負担軽減の観点から、国の責任において子供の均等割軽減を制度化するよう、市長会を通じて国に要望してきたところです。そういったしまして、令和4年度より、未就学児の均等割軽減が制度化されたというような流れになっております。

○小貫委員

特別な事情とは言えないのだと。ただ、今、小樽市の子供が減っている中で、たくさんの子供が育ってほしいと願う中では、特別な事情として認めていく範囲ではないかと思います。

協会けんぽとの比較を述べていただきたいと思います。給与収入が約300万円の場合の40歳以上の夫婦2人、

小学生の子供1人の世帯の場合ですけれども、国保と協会けんぽでそれぞれ幾らの保険料になって、幾ら違うのか、説明してください。

○（福祉保険）保険年金課長

令和5年度の保険料率で計算いたしますと、国民健康保険が年額35万7,280円に対しまして、協会けんぽの本人負担分は18万4,236円となり17万3,044円、国保が高いことになります。

○小貫委員

倍近いということになると思います。

今、子供1人の場合でお答えいただきましたけれども、仮に子供が今度は2人ということになった場合ではいかがですか。

○（福祉保険）保険年金課長

小学生の子供2人の世帯では、国保が年額38万3,010円、協会けんぽの本人負担分は、先ほどと同額になりますので18万4,236円で、子供2人の場合でいきますと19万8,774円、国保が高いことになります。

○小貫委員

つまり子供が増えれば、それだけ協会けんぽと国保との差が広がると、ぎりぎり半分以下か、倍に至らなかったのが今度はほとんど倍になってしまうということで、やはり、これは協会けんぽと比べて、市として、いや、たくさんもらっているなど、高いと思いませんか。

○（福祉保険）保険年金課長

国民健康保険は、被用者保険と比べて年齢構成が高い、そして、医療費水準が高い、あと、所得水準が低いといった構造的な課題を抱えていると考えています。こうしたことから保険料負担も大きくなってしまおうとは考えております。

○小貫委員

高くなってしまふのだという事実を述べられたのですが、やはり、こういった子育て世帯に対して重い負担だというふうに実感しているということではよろしいのでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

実際の負担ということになりますと、やはり、国民健康保険の負担は、協会けんぽに比べて金額的に高いということは思っているところであります。

○小貫委員

先ほど、子供が1人増えたらそれだけ引き上がったということを答弁いただきましたけれども、この高い理由の一つに均等割、平等割があるのではないかと考えています。それ以外にも使用者側の負担という部分もあります。もちろん、社会保障ですから、本来は国が責任を持ってお金を出すべき話なのですけれども、ところが残念なことに今の国というのは、そういったことをやってくれないのです。自民党は裏金つくるのに大変なのですけれども。

それで、市の責任で当面、この均等割の軽減を実施すべきではないでしょうか、いかがですか。

○（福祉保険）保険年金課長

こちらの関係につきましては、繰り返しとなりますけれども、小樽市としましては18歳未満の子供がいることをもって、特別な事情として減免するということは適当ではないという考えを持っております。

ただ、子育て世帯の負担軽減の観点というのは非常に重要ですから、こちらも繰り返しとなりますけれども、さらなる対象の拡大などを、引き続き、市長会を通じて国に要望していきたいと考えております。

○小貫委員

12月2日のマイナンバー関係の健康保険証の問題ですけれども、どうなるのか、説明してください。

○（福祉保険）保険年金課長

国が本年、令和6年12月2日で現行保険証を廃止し、いわゆるマイナ保険証に切り替えることとしております。一方、既に発行済みの健康保険証はその後1年間は引き続き使用できることとしておりますので、小樽市では今年、令和6年7月に例年どおり健康保険証を全被保険者に発送することを予定しておりますので、基本的には来年の令和7年7月まで従来の健康保険証も使えることとなります。

ただ、12月2日以降に小樽市の国民健康保険に加入した方はマイナ保険証もしくは資格確認書により医療を受けていただくということになるかと思えます。

○小貫委員

そうは言うけれども、マイナンバーの取得というのは、あくまでも任意です。それなのに健康保険証を取り上げってしまうということは、市としてどこまでできるかという問題もありますけれども、引き続き、やはり健康保険証が使えるように市としても何か手だてを打つべきではないかと思えますけれども、これについていかがですか。

○（福祉保険）保険年金課長

マイナンバーカードと健康保険証の一体化につきましては、本人が同意をすれば、初めての医療機関でも特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師らと共有できるなど医療の向上につながるほか、資格が変わってもそのまま使えるなど、事務の効率化につながるなどの多くのメリットがあります。

その上で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を行わない人に対しても、プッシュ式で資格確認書を発行することにより、従来同様の医療を受けることが可能となっており、強制ということにはなっていないと考えています。

ですので、ある程度メリットも考えておまして、小樽市としては、健康保険証の廃止について国等に反対するという考えは、現在、持っておりません。

○小貫委員

◎後期高齢者医療について

話題を替えまして、後期高齢者の療養給付費について、市の負担割合なども含めて、どういうものなのか説明してください。

○（福祉保険）保険年金課長

一般会計の後期高齢者医療費、療養給付費、市負担分に関する制度についてお答えいたします。

75歳以上の医療給付に要する費用の5割を公費で負担することとされておりまして、国、都道府県及び市町村がそれぞれ4対1対1の割合で負担することとされているものです。大まかに言いますと、本市における後期高齢者医療の被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額の12分の1に相当する額を北海道後期高齢者医療広域連合に納付することとされているものです。

なお、この費用は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。

○小貫委員

今12分の1に相当すると、基準財政需要額に算入されるお話がありましたけれども、これについて新年度予算では23億7,351万8,000円が計上されています。今年度の当初予算では24億1,256万円でしたけれども、これが財源が一般財源となっています。

この令和5年度と令和6年度の見込みの基準財政需要額及び今の計上された金額との差額について説明してください。

○（財政）財政課長

後期高齢者医療費の療養給付費市負担分におけます基準財政需要額につきましては、令和5年度は18億885万9,000円、6年度の見込みは18億958万3,000円となっております。

予算額との差額につきましては、それぞれ、5年度は6億370万1,000円、6年度見込みは5億6,393万5,000円となっております。

○小貫委員

先ほど説明があったように基準財政需要額で見られているのだというお話だったのですが、今年度で約6億円、新年度では約5億6,000万円ということで、多額の差が生じているというのが実態です。

この地方交付税で充てるとされている事業の中で、このように基準財政需要額と5億円規模で異なる予算計上というのは、ほかにどのようなものがあるのか説明してください。

○（財政）財政課長

詳細を調べる時間がなく、はっきりと申し上げられないのですが、本事業と同じような規模の乖離がある事業は少ないのではないかと考えております。

○小貫委員

要は5億円、本来、国から地方交付税で充てられるはずなのに来ていないのだというところなのですが、なぜ小樽市がこのようなことになるのか、その理由はどこにあると考えているのか、説明してください。

○（福祉保険）保険年金課長

小樽市は高齢者の割合が高く、また、市内に医療機関が充実しており医療を受けやすい環境が整っているなどの理由によりまして、医療費が高い状況にあります。このことから結果的に後期高齢者の療養給付費と基準財政需要額に乖離が生じると考えております。

○小貫委員

そういう実態があるわけですし、恐らく基準財政需要額だって75歳以上の人口というところが参考になっているのではないかと思います。

そういう実態が地方自治体でそれぞれであるというのは、どこだって同じわけだから、やはり、実態が正確に交付税の算定の中で反映されていないのではないと思われるわけですが、市の対応も含めてですけれども、これまでの国の対応はどうか、説明してください。

○（財政）財政課長

本市からは、平成29年度に総務省に対し、基準財政需要額との乖離につきまして地方交付税の算定方法に係る意見の申出を行っております。総務省からは、普通交付税の算出基礎となる標準的な需要額の算定に当たっては、従来から当負担金に係る地方負担分は全額算定しており、個別の給付額を採用することは適当ではない旨の回答をいただいております。

○小貫委員

国は標準的な規模で算定していて、全額、国としては出しているのだと。でも、小樽市は実態としては予算計上の段階で、決算になればもう少し縮まるのかもしれませんが、5億円もお金が違うのだと。財政難ということで、これから、ふれあいパスなどもやりたかったのでやりますけれども、一体このお金があったら何ができるのだというところです。逆に言えば、国が全額、国全体として出ているということは、どこかの自治体でその分、多くもらっているというところだと思うのです。

やはり、これは引き続き、実態が反映されるように国に求めていくべきではないかと思いますけれども、これについてはいかがですか。

○（財政）財政課長

普通交付税の制度上、国が標準的な地方団体における一般財源の需要額を算出しているという点は一定程度理解はいたしますけれども、一方で、本市におきましては、委員も御指摘のとおり、給付費が大きくなっている実態、特殊財政需要がありますことから、特別交付税で措置していただくなど、引き続き措置を求めていきたいと考えて

おります。

○小貫委員

◎介護保険について

介護に話を移していきたいと思います。今回の基準額について502円引き下げる、その代わり9期全体で6億9,500万円を基金から繰り入れますという説明がありました。

私としても、どうやったら引き下げられるかということで、これから幾つか具体的に確認していきたいと思います。

以上のことから、さらに100円下げたい、602円下げたいのだということになると、計算上3年間で8億3,345万円必要になるというふうに計算できると思うのですが、合っているかどうか、お答えください。

○（福祉保険）介護保険課長

保険料を仮に全体で602円引き下げるということになりますと、計算上は議員の示された金額相当の基金繰入れが必要になると思われます。

○小貫委員

そのうちの新年度予算分ですけれども、3年間で投入するうち、新年度は基金6億9,500万円の21.7%に当たる1億5,056万3,000円という金額が投入されます。先ほど8億3,345万円という金額を言いましたけれども、これと21.7%を掛けると1億8,086万円となるわけです。

そこから投入する予定の1億5,056万3,000円を差し引くと約3,030万円の追加投入で新年度は必要になってくるというふうに計算できるのですが、合っているかどうか確認いたします。

○（福祉保険）介護保険課長

基金繰入れの割合を基に計算すると、今、委員の示されたような追加投入の金額が必要になると思われます。

○小貫委員

ただ、3年間のうち21.7%というのは結構、低いと思います。502円のところを単純に5で割ると100円当たりの投入額が出てきます。それに3年間として単年度平均を割ると4,630万円という金額になります。この金額を一般会計から繰り入れたりすれば、保険料を下げることはできるのではないかと私は思うのですが、これについてはいかがですか。

○（福祉保険）介護保険課長

保険料を下げるには、追加の繰入れというのが必要になりますけれども、制度上の負担割合を超えての介護保険料の軽減を目的とする一般会計からの繰入れというのは不適当とされておりますので、それについてはできないと思われます。

○小貫委員

先ほどの冒頭の特別会計との関係ですけれども、一般会計からの繰入れはできないのだと。

そこで、介護保険法第3条第2項で特別会計で実施するというふうになっています。同じように、124条で市町村が12.5%を負担するということが法律上、定められている。

ただ、先ほど冒頭に財政課長も言っていましたけれども、これらの条項を読む限りでは、繰入れを禁止しているとは書いていないわけですが、介護保険法のどこかに法定外の繰入れを禁止するという条文はあるのかどうか、再度確認いたします。

○（福祉保険）介護保険課長

法定分を超える繰入れを禁じる規定なのですが、介護保険法の中でも法的な規定についてはありません。というのも、先ほどのお話にもありましたとおり、法律によって保険料は、特別会計でやること、費用のうちの12.5%は一般会計の負担とすることといった枠組みがありまして、特別会計と一般会計の中で特に融通するというのが基

本的に法律では予定されていないことから、そもそも規定がないというような形になっております。

○小貫委員

予定はされていないということなのですけれども、法律上、予定されていなくて、やった場合の罰則などがよくあったりするのですけれども、そういうのは今のところないということによろしいのですか。

○（福祉保険）介護保険課長

禁じる規定がありませんので、罰則についてもないということになります。

○小貫委員

結果論の話ですけれども、介護保険料を低く設定したとなってくると、介護保険の事業の予算が不足しました。こういう場合だと、結局お金がないわけだから、一般会計から繰り入れるということは考えられるのではないのでしょうか。

○（福祉保険）介護保険課長

そういった場合、保険料の余剰分を積み上げた介護給付費準備基金というものがあれば、そちらからまず繰入れを行います。それが無い場合については、財政安定化基金というのを活用しまして、交付貸付けを受けた上で不足分を補うような形になっておりまして、一般財源からの補填をする必要のないような仕組みとなっております。

○小貫委員

仕組み上そうはなっているけれども、罰則がないから繰り入れてしまっても罰則は出てこないのではないかというふうを考えるわけですけれども、そこは制度上12.5%でやりますというふうになっているからという繰り返しの答弁になると思いますので、そこまでにしておきます。

私たちとしては、やはり一般会計を借り入れてでも引き下げるべきだ。本来は国がしっかりやるべきだというのは、先ほどの国保と一緒になのですけれども。

そこで、介護人材の確保について話を移します。

代表質問での答弁で、今年度から社会福祉法人や市内の事業所等、人材確保の方策に関して意見交換を行っているということがありましたけれども、どのような内容だったのか、詳しく説明してください。

○（福祉保険）洪間主幹

今年度から行っております介護の事業所等との意見交換会の内容なのですけれども、私どもが介護の事業所に出向くなどして、実際に働いている方々と直接、意見交換を行いました。その中で出た内容としましては、若い世代の方の確保が非常に大切ということと、その方たちの介護のイメージアップの必要性があるということ、また、介護人材確保の取組に関するニーズがあったということで、今年度からこちらの取組を行うような準備を進めているところとなっております。

○小貫委員

今のこちらの取組をしていくという、こちらをもう少し詳しく、どこに当たるのですか。

○（福祉保険）洪間主幹

今年度、準備を行っていることにつきましては、若い世代の方の介護に関する仕事のイメージアップということと、また、介護の外国人材に関する何か取組ということの準備を進めている最中でございます。

○小貫委員

外国人材のほうはともかくとして、若い世代のイメージアップというのは具体的にどのようにして実施しようとしているのか、お聞かせください。

○（福祉保険）洪間主幹

まだ具体的に決まっているわけではないのですけれども、例えばイベント型の介護の仕事をPRするような取組であるとか、高校とか学校に出向いて、介護のお仕事をPRするような取組はできないかということで今、想定し

ております。

○小貫委員

そのほかにも答弁で、他都市の取組を調査しているというふうにあったのですが、現時点での調査結果と
いうのを示してください。

○（福祉保険）洪間主幹

把握された他都市での取組なのですが、令和4年度になりますけれども、道内の本市も含めた35市のうち
約8割が介護人材確保の何らかの取組が行われているということが分かりました。この取組の中でたくさんやられ
たものについて幾つかお伝えしますと、例えば専門知識に関する研修会の開催ということで、介護の技能とか、組
織におけるマネジメントとか、人材育成に関する研修会をやっているところが多くありました。

また、介護関連の資格については、初任者研修とか、実務者研修というものの費用の一部を補助するような事業
をやっていること。

また、先ほどお伝えしたような介護の仕事のイメージアップに関する事業ということで、高校へのPRだとか、
イベントの開催、あとは介護の団体と意見交換会を行っていたりとか、介護の外国人の人材確保に関する取組とい
うこともやられていました。

○小貫委員

今言われた他都市の事例なども含めて、具体的にもう少し補助を出していくとか、予算措置が必要になってくる
取組をしていかないと難しいのだろうというふうに思っているのですが、予算措置される場合というのは、
問題は介護保険の中にあるのか、介護保険の外になるのかはいかがですか。

○（福祉保険）洪間主幹

事業をやる上での予算措置についてなのですが、どのような取組を行うかによって財源をどこに持つてく
るかというのもあるかと思っております。なので今時点で、保険内なのか保険外なのかというのは明言できないの
ですが、ただ、何か事業をするというときには、事業の制度設計とともに予算づけについてもしっかり
議論をして進めていきたいというふうに考えてございます。

○小貫委員

◎ふれあいパスについて

次に、ふれあいパスについてです。

まず、冊数制限を今やっていますけれども、なくした場合、必要な事業費は幾らになるのか、示してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

冊数制限をなくした場合の必要な事業費でございますけれども、約2億7,000万円を見込んでいるところでござい
ます。

○小貫委員

今年度の事業費を差し引くと、追加で幾ら必要になるのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

概算でございますけれども、約7,000万円の増になるかと思えます。

○小貫委員

やはり7,000万円を頑張って拠出して、利用制限をなくするべきだと思いますけれども、お願いします。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

今までも度々御答弁させていただいておりますけれども、限られた財源の中で持続可能な制度として安定的に事業
を継続するために今まで皆さんと御議論をさせていただいたものでございますので、当面はこの仕組みで継続して
いきたいと考えてございます。

○小貫委員

制限全体をなくすということはもちろん当然なのですが、例えば冊数をもう少し増やしてみるとか、そういうことも考えられないのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

こちらにつきましても、当時の議論の中で、年間何冊にするかという、いろいろ勉強会などを重ねた中でも、費用的には、やはり12冊というのが持続可能だというふうに判断させていただいたものでございますので、繰り返しになりますけれども、この形で当面、進めてまいりたいと考えてございます。

○小貫委員

今の当面、進めていきたいというのは、当面、進めた後、増やす方向でいくのか、また、削りたいという意味なのか、どちらなのか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

当面というの、過去にも少し使ったことがあるのですが、制度が変わったタイミングがコロナ禍でございまして、今コロナ禍が明けて、人の動きとか、その辺の実際コロナ禍に影響されないような状態の事業費というのが見えない状況でございますので、それを見ながら、このまま続けるのか、どちらなのか分からないですけれども、人の動きが出て事業費が増えて、事業継続ができなければ、減らすということもあるのかと考えてございます。

○小貫委員

減らすというのはあるかと思えますというのは言うてはいけなかったです。それは濁して答弁すべきだったと私は思います。

◎障害福祉について

障害タクシー券の関係で、札幌市でも同様の制度があるのですが、それについて、まず説明してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

札幌市の障害者タクシーの制度ですが、身体障害1、2級の方、精神障害1、2級の方、療育手帳A判定の方については、3万9,000円相当のタクシー券。身体障害の3、4級の方、精神障害の3級の方、療育手帳のB判定の方につきましては、1万3,000円相当のタクシー券を給付されると聞いております。

○小貫委員

小樽市の枚数が28枚から47枚ということで、今の札幌市の1級、2級の方よりは少ない枚数に恐らくならないかと思うのです。さすがに一気に増やしてくれということを言うつもりはありませんけれども、1割ほど枚数を増やしたら、どの程度の予算が必要になるのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

概算ではありますけれども、給付枚数を1割程度増やした場合には809万2,000円必要かと思えます。

○小貫委員

約809万円ということで、障害者の中で自力で出かけられる人というのなかなか限られてはいるのですが、そういった人たちが出ていくためにも、こういった増額というのを検討すべきではないかと思えますけれども、答弁をいただいて、私の質問を終わります。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

本市の障害者タクシーの制度は、他市に比べまして、対象となる障害の数が少ないとか、いろいろな問題がありますけれども、他市の状況などを調査・研究させていただきたいと思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時45分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
みらいに移します。

○白濱委員

◎妊婦歯科健康診査事業について

妊婦歯科健康診査事業についてお聞きしていきます。

妊娠されているときは、つわりで歯をきちんと磨けなかったり、酸っぱいものを好んで食べるのでお口の中が酸性になりやすく、酸性に傾くと虫歯が増殖しやすくなると言われております。また、ホルモンのバランスの変動によって唾液が粘り着くようになり、歯周病菌が繁殖しやすくなるとのことでもあります。

そこでお伺いいたします。妊婦歯科健康診査を受けることによる効果についてお示してください。

○（こども未来）こども家庭課長

妊娠中は口腔内の環境が悪化しやすくなりまして、歯周病などにより、妊婦の口腔内の健康状態が悪化いたしますと、早産や低出生体重児となるリスクが高まるというふうに言われております。

妊婦の歯科健康診査の実施によりまして、歯周病等の発見とその後の治療に適切につなげることで、こうしたリスクが低減され、安心して出産を迎えることにつながるものと考えてございます。

○白濱委員

妊婦の体調は不安定と思われれます。産婦人科の通院などで忙しくなり、歯医者に行く機会が減ってしまうとも思われます。

次にお聞きいたします。健診を受けるタイミングについて、妊娠後いつ頃が適切なのでしょうか。また、その理由についてもお示してください。

○（こども未来）こども家庭課長

通常の歯科治療につきましては、妊娠中のどの時期であっても可能であるとされてはおりますけれども、服薬などによりまして、胎児や妊婦への影響を考慮いたしますと、いわゆる妊娠安定期は4か月から7か月ほどになりますけれども、その期間に受診することが望ましいというふうにされております。

○白濱委員

それでは、妊婦歯科健康診査の申込みの手順と、助成内容についてお知らせ願えますでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

妊婦歯科健康診査の申込みでございますが、まず、母子健康手帳の交付時に健診の受診票1回分をお渡しいたします。妊婦の皆様がそれぞれ受診票により、市が委託する医師会医療機関等にて健診を申し込みまして、受診していただくことを予定しております。

助成金額は1回分5,000円といたしまして、本健診にかかる自己負担はありません。健診をそのまま受診していただく予定でございます。

○白濱委員

ただいまの御答弁の中で、手順の中では従来の集合型ではなく、申込者が各自、医療機関へ行き健診を受けるスタイルになされたのはどのような意図からでしょうか、お聞きいたします。

○(こども未来) こども家庭課長

あらかじめ健診の時間や場所を決めて受診していただく場合に比べまして、妊婦の健康状態に合わせて、ある程度、個々の好きなタイミングと医療機関を選択していただいて健診を受診することができますので、受診率が高くなる傾向があるということ、また、受診後に治療が必要な場合がありますけれども、こうした場合も自身で選択した医療機関等でスムーズに治療につながるものが期待されるものというふうに考えております。

○白濱委員

ということは、適切な治療につなげていくことができるというわけですね。

次に、令和5年度の行政経費の母子保健対策費のうち、妊婦歯科健康診査事業の予算額は30万円となっております。これは助成対象者人数を何人と見込んでいるのでしょうか。また、その理由についてもお知らせください。

○(こども未来) こども家庭課長

年間出生数を月平均でなりました人数に実施月、令和6年度につきましては、10月から実施する予定でございますので6か月分となりますけれども、受診率を20%と設定しまして、こちらを乗じた数をベースといたしまして約41名分を見込んでいるところでございます。

○白濱委員

きちんとしたデータに基づいて試算されているということで、よく分かりました。

それでは、最後にもう1点お聞きいたします。年度中に受診申込者が万が一、予算をオーバーしたときの対応についてお示しいただけますか。

○(こども未来) こども家庭課長

受診票を交付した方全てが健診を受診できますよう、適宜、予算措置等の検討にて対応してまいりたいと考えてございます。

○白濱委員

赤ちゃんの口の中には、もともと虫歯菌は存在していないとのことであります。妊娠中の胎児の健やかな発育のため、母子の健康増進のためにも必要な事業でありますので、これからも取組の継続をお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

◎町内会活動のデジタル化の推進について

続きまして、町内会活動のデジタル化の推進についてお伺いしていきます。

令和5年9月15日の予算特別委員会でも質問させていただきましたが、町内会活動のデジタル化の推進についてお伺いしていきます。

総務省では、地域社会における自治会等の加入率の低下など地域のつながりの希薄化への危機感に対し、地域活動を効率化し、効果を高める手段としてデジタル技術の活用を推進しております。令和5年度の事業として、自治会等における地域活動のデジタル化実証事業を決定し、自治会向けに開発されたSNSいちのいちを活用し、令和5年5月1日から全国10市町の50自治会で実証実験を実施しております。

自治会等における地域活動のデジタル化実証事業は、自治会の活動の持続可能性向上の観点から、地域活動に電子回覧板等の地域交流アプリいちのいちを活用することで、地域活動のデジタル化を推進することを目的として実施されております。迫市長は、町内会の諸課題解決の一つにデジタル化の推進を挙げられております。

そこでまずお伺いいたします。回覧板が町内会で必要な理由として挙げられることをお知らせください。

○(生活環境) 角澤主幹

回覧板が必要な理由といたしましては、現行の各町内会の回覧物につきましては、市からのお知らせという形で、例えば、保健所の健診ですとか確定申告の日程、あるいは市民向けの各種講演会の案内、市が発注する各種工事着工のお知らせ、工事説明会、様々、市の取組情報がございます。これに加え、地域ごとで行われる行事の案内など

町内会からの情報も含めまして、複数の情報をまとめて各世帯に伝えられるという点で必要な取組と考えております。

○白濱委員

役員や担当者の方により回覧する方法や案内板等に掲示する方法、それぞれよいものと思われます。電子回覧板の機能には、今まで紙で実施している回覧板とは異なり、場所や時間に関係なく、いつでも情報を確認することができます。

そこで次にお伺いいたします。総務省の町内会、自治会活動へのデジタル技術の活用の推進について、どのように捉えておりますか、お聞きいたします。

○（生活環境）角澤主幹

やはり、総務省の推進につきましては、町内会活動の成り手不足など課題を抱えている自治体は本市以外にも全国的にも多い中では、デジタル技術を活用して取組を行う、あるいは先進的な取組を行っている自治体の事例の情報発信も行われるという形で推進していただいていますので、意義のある取組であるという認識をしております。

○白濱委員

また、町内会活動をカレンダーに登録することで、イベントや集会所の空き情報、各組織の活動状況など、手持ちのスマートフォン等で確認できるようになります。回覧板による情報共有をSNSに変更して業務を効率化するほか、意見交換できる場としても活用され、若者世代にも気楽に参加しやすい環境となることも期待できます。しかし、一方では、SNSに不慣れな方や高齢者が気楽に利用できるような対応策の検討が必要と思われます。

先ほども質問の中に出ておりましたが、改めてお伺いいたします。デジタル機器利用についての支援について、お示ください。

○（生活環境）角澤主幹

デジタル機器利用についての支援の内容につきましては、総連合町会との意見交換の中で、町内会の役員や会員がスマートフォンをはじめとしたデジタル機器を日常的に使用する環境づくりが必要ということで協議を行いました。そのための支援の内容としては、まず、町内会単位でのスマホ教室を実施しながら、スマートフォンの基本操作だけではなくて、町内会活動に特化した知識、技術も習得できるように、例えばグループラインを使つての役員会の実施といった内容で取り組んでいただきたいと考えておまして、令和6年度は総連合町会の補助金の中にその経費の一部を盛り込み、総連合町会から各町内会への積極的な実施を呼びかけることとしております。

○白濱委員

スマートフォン等の使い方をマスターすることにより、SNSによる情報を共有していけるわけでありますね。

令和5年第3回定例会の会派みらいの代表質問に対しまして迫市長は、町内会へのデジタル化推進は積極的に進めるべき取組、町内会との意見交換を行い、令和6年度に反映すべき施策も含めて協議する予定という内容の御答弁をされました。

そこで伺いいたします。総連合町会との意見交換において、デジタル化推進について交わされた意見交換の内容について、改めてお知らせください。

○（生活環境）角澤主幹

デジタル化の推進の協議の内容につきましては、アンケートの結果から、町内会役員の人手不足等による運営に対する業務の負担を感じているという結果がありまして、負担軽減という観点から、将来的な電子回覧板の導入を目指すことといたしまして、そのためには、町内会の役員や会員がスマートフォンをはじめとしたデジタル機器を日常的に使えるようになることが必要ということで、まずはそうした環境づくりを進めていくという方向で、総連合町会との協議を行いました。

そのための支援の内容としましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、町内会単位でのスマホ教室の実施

に向け、令和6年度の総連合町会の補助金の中に経費を一部盛り込んだという形になっております。

○白濱委員

現在、京都府京都市では地域課題となっている自治会・町内会の運営の担い手づくりや、回覧板などのアナログな情報発信、若年層を中心とした地域とのつながりの強化に向けた地域内の諸問題を住民の方が主体となって解決するために活用いただける自治会・町内会向けのSNS、先ほど申し上げました、いちのいちと、令和5年3月20日に、持続可能な地域コミュニティの推進に係る連携協定を小田急電鉄株式会社と提携し普及することにより、地域活動の負担軽減や軽減により生まれたゆとりの時間を地域活動に活用していただくことで地域の活性化を目指し、地域の自主的な活動を支援しております。

このSNSいちのいちでは、スマートフォンやパソコンを用いて電子回覧板での情報発信や、自治会内、会員間、市役所とのスピーディーかつ双方向の対話を行うことができるほか、災害時の情報発信や安否登録機能も搭載しており、緊急時に活用できる機能もあるそうです。

そこでお伺いいたします。本市として実証実験からでも取り組むお考えはないでしょうか、お伺いいたします。

○（生活環境）角澤主幹

委員の御指摘のSNSですけれども、京都市での取組のほかにも他都市でも導入の事例、あるいは実証実験の対象となっている自治体や個々の町内会というのも見られまして、また、開発元の小田急電鉄株式会社が公表している取扱説明書を確認しますと、やはり電子回覧機能、地域情報発信機能、また災害ページ機能など多様な機能が設けられていることを確認できました。

本市も含めた町内会運営の担い手不足に悩む地域にとっては、効果的な取組の一つと考えておりますので、こうしたSNSを活用した取組について、総連合町会と今後、協議してまいりたいと考えております。

○白濱委員

ちなみに、SNSいちのいちの使用料金は、無料プランが一つ、スタンダードプラン、300世帯ごとに月額2,000円、もう一つがプレミアムプラン、300世帯ごとに月額5,000円があるとのことであります。また、個人での利用については、所属の町内会の承認が必要であるとのことであります。

町内会活動のデジタル化の推進については、総務省による全国10市町村の実証結果や、京都市などの普及の推移を見なければつかめないところもあると思われます。しかし、直近の課題でもありますので、今後もデジタル化の推進への取組をお願い申し上げます。

○中村（岩雄）委員

◎美容業における危害防止対策について

まず、美容業における危害防止対策について伺います。

美容業は美容師法第6条に基づき、「美容師でなければ、美容を業としてはならない。」と定められています。さらに、美容所を開設しようとする者は、美容師法第11条に基づき、保健所へ届出を行い確認を受けることになっています。

しかしながら、まつげに接着剤等を用いて人工のまつげをつけるまつげエクステンションにつきましては、目元付近への施術となるため、健康被害等が引き続き報告されていると聞いております。このことから、日頃から美容所への安全対策の周知が重要になってくると思います。この問題は、全国的にも多発している問題として、直近の道議会でも取り上げられ議論されております。そこで、現在の対応状況についてお聞きしていきたいと思います。

初めに、美容所への美容師法に基づく立入検査は実施されていますか、お示してください。

○（保健所）生活衛生課長

美容師法に基づく立入検査についての御質問であります。本市では、6年に1回、美容師法に基づく立入検査

を実施していきまして、衛生管理状態や資格者の確認を行っております。

○中村（岩雄）委員

今6年に1回というふうにお聞きしました。今後も6年に1回のペースは変わらないのでしょうか。直近の立入検査というのはいつだったのか、もし分かればお聞かせください。

○（保健所）生活衛生課長

6年に1回ということなのですが、美容所は、令和6年2月29日時点で260施設許可しております。その260施設を1年に6で割った数ぐらいで、6年で一通り回れるような数で立入検査を実施しております。

○中村（岩雄）委員

それでは、過去5年間で保健所で受け付けた、まつげエクステンションなど、まつげへの施術による健康被害の相談はありましたか。

○（保健所）生活衛生課長

健康被害の相談についての御質問ですが、過去5年間で保健所で受け付けた相談事例はありません。

○中村（岩雄）委員

まつげエクステンションにつきましては、美容師法に基づく美容行為に該当すると思いますが、全国的に美容師免許を持たない無資格者が施術を行っているとの問題もあると聞いております。

本市における施術の安全確保についてお示してください。

○（保健所）生活衛生課長

施術の安全確保についての御質問ですが、まつげエクステンションの施術は、美容師法に基づく美容行為に該当いたします。利用者から健康被害等について相談や施術者の資格要件に関する相談があった場合には、その都度調査を行いまして、必要な改善指導をしております。

また、ホームページでも、まつげエクステンションに関する危害の防止についてということで掲載して周知しております。

○中村（岩雄）委員

それでは、美容業の生活衛生同業組合では、利用者の安全を確保するために、万が一の事故の発生に備え、組合員向けに賠償責任補償制度をつくって組合への加入を呼びかけているというふうに聞いております。

一方で、組合に加入していなければ、健康被害が発生しても利用者への補償がなされないのではないかと心配しております。このような状況について、どのように保健所では考えておりますか。

○（保健所）生活衛生課長

利用者の安全確保のためについての御質問ですが、本市としましては、立入検査によりまして施設の衛生確保を図るとともに、施術に関して丁寧な説明を行うなど、安全・安心を確保するための取組の徹底について事業者へ周知することで、利用者が安心して美容所を利用できるような環境づくりに努めてまいります。

○中村（岩雄）委員

今御答弁にもありましたとおり、美容所の利用者が安心して利用できるようになることが、まずは一番大切なことですので、今後も立入検査等の機会を利用して、美容所の衛生管理の確保、利用者の安全・安心を確保するための取組の徹底について、ぜひ周知をお願いしたいというふうに思います。

また、美容所開設相談の際には、美容所賠償責任補償制度についても事業者の方へ周知をしていただきまして、美容所賠償責任補償制度を含めた利用者の安全・安心を確保するための取組をより促進させていただきたいというふうに思っております。

◎小樽市総合福祉センターの移転について

次に、小樽市総合福祉センターの移転についてです。

保健所や小樽市総合福祉センターが、現在地からウイングベイ小樽へ移転する計画が進んでおります。ウイングベイ小樽4階へ移転する際の平面図も示されていますけれども、それぞれの団体がどのような配置になるかもおおむね分かるようになっていきます。

そこでお尋ねしていきますけれども、小樽市総合福祉センターを利用する関係民間団体との調整はどのようなになっているのでしょうか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

ウイングベイ小樽への移転検討を行う段階で、小樽市総合福祉センター、施設を利用しているボランティア団体や小樽市老人クラブ連合会、小樽市民生児童委員協議会などの打診は行わせていただきました。

○中村（岩雄）委員

打診の結果、そもそも移転することの了解などは、もうもらえていると思ってよろしいのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

先ほど申し上げた団体などへ打診を行わせていただいて、おおむね了解いただいたものと承知しております。

○中村（岩雄）委員

移転にかかる費用はどのように見積もって、どのように予算措置をするのでしょうか、お示してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

御質問の移転費用につきましては、建って長い、50年以上になっている施設なものですから、いろいろな団体などが使っていますので、小樽市総合福祉センターとしての持っていくものとか、その辺を整理・判断して、今後、見積りを行いまして、適切なタイミングで補正予算計上させていただく形になるかと思います。

○中村（岩雄）委員

それから、各団体に移転後の見取図を示したと思うのですが、各団体のスペース、あるいは配置等についての要望はないのでしょうか、この点についての了解は取り付けてあるのでしょうか、その辺をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

私どもで直接、図面とかを見せたというものはないのですが、まず各団体のスペースにつきましては、少しでも余裕のある空間で活動していただきたいという考えはございますけれども、何しろ行く先のスペースは限られてございますので、現時点としては、今使っている面積というのは最低限、維持したいという考えでございます。

○中村（岩雄）委員

あと、各団体から要望等があるときに、調整してもらえるタイミング、機会というのはこの後あるのでしょうか、この辺をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

各団体からの要望というのは、タイミングがいつまでというまでは申し上げられませんが、可能な限り聞いていきたいと考えてございます。先ほどの御答弁の繰り返しになりますけれども、スペースが限られておりまして、相当な理由がなければ要望をかなえるというのはなかなか難しいと考えてございます。

例えばで申し上げますと、打合せスペースを占有したいというような要望でございましたら、共用の会議スペースなどを利用していただくような形になるかと考えてございます。

○中村（岩雄）委員

各団体というふうに今いろいろ言葉が出てきていきますけれども、議会説明資料として、公共施設の再編経費（ウイングベイ小樽への行政機能移転について）という資料を頂いていますけれども、この中で少し確認させていただきたいところが一、二点あります。

1、2、3、4、5、6とあって、3の移転機能、行政機能とその他機能というふうにありますけれども、行政機能については、保健所、こども家庭センター、小樽市総合福祉センター、小樽市勤労女性センターとあります。

その他機能として、関係機関、総連合町会、防災グッズ保管スペース、コワーキングスペース、市民の居場所というふうにあるのですが、関係機関というのはどこと思えばよろしいのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

今、手元に資料ございませんので、承知していないということで御了解ください。

○中村（岩雄）委員

そうしたら、後ほど分かればお聞かせください。

◎インフルエンザの現況について

次に、インフルエンザの現状と流行状況についてお尋ねしていきます。

まず、今シーズンはインフルエンザの流行が早い段階で見られ、急激に増加するなど過去数年とは異なる流行状況が見られますけれども、昨年の秋以降、小樽市でのインフルエンザの流行がどのように推移しているのか、最近でも学級閉鎖などの新聞記事が見受けられますので、状況をお示しください。

○（保健所）鳥居塚主幹

今シーズンは、11月の1週目には注意報に達し、11月中旬から警報レベルの流行となりました。1月初めに一旦は警報が解除されましたが、2月初旬に再度警報レベルとなり、現在も続いています。

○中村（岩雄）委員

現在も続いているということです。

今シーズンのインフルエンザは今までにない異例の流行状況だと思うのですが、それを受けて、市として様々な形で周知をしていると思うのですが、いま一度、市民の皆様への啓発の状況、併せて今後の対応をお示しください。

○（保健所）鳥居塚主幹

保健所では、これまで昨年10月から今年2月にかけて、広報おたる、新聞報道、FMおたる、SNS、おたる子育て応援アプリ、市のホームページを通じて注意喚起等、周知・啓発を図ってきました。

また、市内関係団体などを通じて注意喚起と感染対策を呼びかけています。今後も感染状況に応じて、早めの啓発に取り組んでまいります。

○中村（岩雄）委員

引き続き、よろしくお願いしたいと思います。

◎新型コロナウイルス感染症の後遺症（ロングコビット）について

次に、新型コロナウイルス感染症の後遺症、ロングコビットについてお尋ねいたします。

最近インフルエンザのことがいろいろ言われていますけれども、新型コロナウイルス感染症に関しては、本当に市民の間でも話題に出ることが少なくなりましたが、後遺症に苦しむ人が依然としていらっしゃるのです。

質問に入りますが、現在もコロナ罹患後の後遺症に苦しむ方がいると推察されますが、小樽市保健所として、罹患後症状についてどのように把握されていますか、お聞かせください。

それから、世界保健機構、WHOの定義、併せて、厚生労働省の見解もお示しいただきたいと思います。

○（保健所）鳥居塚主幹

市では、罹患後症状についての全容は把握しておりませんが、小樽市新型コロナ相談センターに寄せられた相談内容を通じて概要は把握しております。WHOは、症状が少なくとも2か月以上持続し、他の疾患による症状として説明がつかないものと定義しています。

厚生労働省では、「感染性は消失したにもかかわらず、他に原因が明らかでなく、罹患してすぐの時期から持続する症状、回復した後新たに出現する症状、症状が消失した後に再び生じる症状の全般」としています。

○中村（岩雄）委員

次に、小樽市内で新型コロナ相談センターに寄せられた具体的な問合せ、あるいは相談の内容についてはどうい

うものがあるのか。また、あれば、件数についてお示してください。

○（保健所）鳥居塚主幹

昨年9月8日以降、小樽市新型コロナ相談センターに寄せられた件数は、現在までで16件です。

内容は、療養は終了し陰性化したが続く、自分の症状は後遺症と思うので医療機関を紹介してほしいなどです。

○中村（岩雄）委員

それでは、罹患後症状についての予防と治療について、また、症状が持続している場合の職場復帰の可否について、見解をお示してください。

○（保健所）鳥居塚主幹

罹患後症状を予防するには、新型コロナウイルス感染症に感染しないことが最も効果的な方法であるため、基本的な感染対策を取ることが大切と考えています。

治療につきましては、多くは時間経過とともに軽快すると言われておりますが、症状に応じた対症療法が行われることがあります。

職場復帰については、主治医等の意見を聞いていただくことが大切と考えています。

○中村（岩雄）委員

それでは、罹患後症状が続く場合に活用できる支援制度はいろいろあるかと思うのですが、お示しいただきたいと思います。

○（保健所）鳥居塚主幹

罹患後症状は一般的に時間の経過とともに大半は改善すると考えられていますが、罹患後症状によって社会生活に大きな制限が生じることがあります。その場合には、労災保険給付、障害年金、障害者手帳、生活困窮者自立支援制度などがあります。

○中村（岩雄）委員

後遺症で悩む方、苦しむ方が私の周辺にもいらっしゃいます。罹患後症状が続く方への今後の市の取組をお示しいただきたいと思います。

○（保健所）鳥居塚主幹

市では、3月中は新型コロナ相談センターを継続し、内容に応じて診療可能な医療機関の情報提供等を行っています。4月以降は直接、保健所に御相談ください。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○新井田委員

◎代筆・代読支援員の派遣について

まず、令和6年度当初予算の主要事業として上げられております代筆・代読支援員派遣について伺います。

こちらはどのようなものか、事業の概要をお示してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

事業の概要でございますが、小樽市と契約した居宅介護事業所や同行援護を行う事業所から、視覚障害のある方

の自宅等に代筆・代読支援員を派遣し、公的機関から郵送された文書等に関する代筆・代読を行うものです。利用者負担は無料としまして、1日当たり利用時間は1.5時間まで、1か月に4回まで利用できることとしております。

○新井田委員

令和5年第2回定例会の一般質問、また、予算特別委員会にて質問させていただきました。視覚障害者の情報取得やコミュニケーションを容易にするための視覚障害者の意思疎通支援の代筆・代読支援ですが、本事業について、北海道内においては、令和4年度から他都市において視覚障害者の方のための代筆・代読支援が開始されております。私自身、代筆・代読支援を実施してほしいという声をいただいております。

今回、令和6年度の主要事業とした理由をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

主要事業として取り上げられた理由でございますけれども、小樽市では平成30年3月に、小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例を制定しておりまして、この事業は、まさに視覚障害のある方の情報取得やコミュニケーションを容易にするための事業でありますので、重要視されたということであると考えております。

○新井田委員

令和5年第2回定例会の予算特別委員会の質問の答弁で、本市においても小樽視覚障害者福祉協会の会員から口頭での要望、また、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合からも代筆・代読支援の実施を求めるリーフレットが届いているということでありました。

令和6年度の実施に向けてというので、関係団体、また関係者、事業者や当事者の方などと協議・検討がなされてのことでしょうか。ニーズの把握という部分も含めてあったのかと考えますけれども、具体的にはどのようなお話をされていましてでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

関係団体の方に聞き取り調査を行っております。視覚障害者の外出を支援する同行援護の制度だと、家の中に入っている支援が受けられないですとか、ヘルパーが自宅に来てくれて調理や掃除をしてくれるのですが、時間が限られているため、なかなか代筆・代読を頼めないというような意見を聞いております。

事業者の方からも、視覚障害のある方からのお手紙や書類の代筆・代読のニーズは高いものと伺っております。また、視覚障害のある方が入居しているグループホームの職員の方からも、そういったサービスが必要だとのお話をいただいております。

○新井田委員

やはり、専門性のニーズがあったということでお話しされてきたのだと思います。

それでは、事業の内容としては、具体的にどのようにして支援を受ける流れとなっておりますでしょうか、方法をお示しください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

利用の流れでございますけれども、まず、小樽市と契約しました事業者がございまして、利用者は事業者にて代筆・代読支援員の派遣を申し込みまして、事業者と利用者が調整してサービスを受けることになります。

○新井田委員

この事業の検討の際に、参考にした先行事例などがありますでしょうか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

先行して実施しております函館市や岩見沢市の事例を参考にさせていただきました。

○新井田委員

具体的にどの点だとか、参考にした部分というのをお聞かせいただけますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

参考にした点といたしましては、利用時間別の料金設定ですとか利用回数の上限、それから、利用時間の上限などを参考にさせていただきました。

○新井田委員

では、令和6年度当初予算で175万7,000円の予算がつけられておりますけれども、予算の内容としてはどのような内訳になっておりますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

代筆・代読に係る事業所への委託料が170万7,000円、代読・代筆支援員に対する講習会の開催経費が5万円となっております。

○新井田委員

ちなみに、支援員への研修費5万円というのは、何回分の経費でしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

開催回数などは今後、検討いたしますけれども、需要があれば、何回でもと考えております。

○新井田委員

せっかく新しい事業ですので、大事なものは、やはり、利用される方が代筆・代読支援事業が開始になるということを知っていただく必要があると思いますけれども、この周知についてはどのように進めていかれるのか、お考えをお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

市のホームページや広報おたるは当然のこと、同行援護を行う事業所ですとか、居宅介護を行う事業所を通じて、視覚障害のある方に情報を届けていただければと思っております。

○新井田委員

直接、情報が届けられるということが分かりました。

具体的には委託料がかかってくるというところですが、いつからこの事業を開始する予定か。また、何人が何時間分、また、相対的に何回分の支援で現時点で見込んでおられるか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

事業自体は、準備期間を半年間設けまして、要綱の整備ですとか、事業者との契約、それから、制度の周知を図りまして、10月から開始したいと思っております。

積算の内訳ですけれども、36名の方が月2回利用すると考えておりまして、6か月分ということで積算しております。

○新井田委員

支援回数など見立てとしてどのような根拠で組んでおられるのか。例えば、現状で同行支援や居宅支援のときに代筆・代読を依頼される利用者の現状のことを参考にされているのでしょうか、その辺をお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

36名の根拠ですけれども、現状で視覚障害者の方の外出の援助を行っています同行援護の利用者の数ということで、36名と見込んでおります。

○新井田委員

まだこれから準備期間を経ての段階で、なかなか答えにくいところもあるかと思うのですが、現時点で、対応していただけたような事業所の数、また、支援員の方は何名ほどと想定しておられますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

まず、対応可能な事業所ですけれども、居宅介護を行う事業所、同行援護を行う事業所から制度の説明をしまし

て、協力していただける事業者を募集することになりますので、まだ具体的に何か所とはお答えできませんけれども、複数の事業所からは協力していただけるように伺っております。

また、支援員の人数でございますが、契約がこれからですので、これから進めていきたいと思っております。

○新井田委員

代筆・代読支援の支援員は、何か資格や研修などを受けるようなものなののでしょうか。今回の事業費にも研修費が含まれていると思うのですけれども、その点をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

現在、想定しておりますのは、ホームヘルパーですとか、同行援護の資格を持っている方の派遣を想定しておりますので、特別な資格というのは想定してございませんが、視覚障害者の方の支援を行うことが不慣れなヘルパーもいらっしゃると思いますので、ヘルパー向けに講習会を予定しております。

○新井田委員

先ほどの周知の部分で、また、支援員の確保などの観点についても、北海道の先進自治体であります函館市では、事業開始時には、対象となる視覚障害者の方に代筆・代読の支援内容を音声ガイドとして配布したそうです。その結果、事業開始初年度では想定を上回る利用があったそうです。次年度では若干利用が少なかったそうですけれども、継続的な周知が課題と捉えているようです。

また、支援員に関しては代筆・代読だけではなくて、やはり、家事などのサービスも手がけるために支援員を増やす必要があるとの状況を踏まえて、支援員のスキルアップのための講習会を開催して、養成と技術向上を図り、派遣できる事業所や支援員数の増と制度の関心を高める取組も行っているそうです。

一応、御確認だったのですけれども、現行の障害福祉支援の中の同行援護と、居宅支援の二つの中でも、代筆・代読支援は行われておりますけれども、こちらは変わらずに含まれておりますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

現在、視覚障害のある方にホームヘルパー、居宅介護事業と同行援護事業で支援していただいておりますけれども、視覚障害のある方の日常生活の不便ですとか、困り事などを広く知っていただきたいために、講師は点字図書館のボランティア、それから、視覚障害の当事者の方などを考えております。

○新井田委員

本市において、第6期小樽市障害福祉計画及び第2期小樽市障害児福祉計画の中に第6章、地域生活支援事業の実施とあり、「国が定める必須事業のほか、市町村の判断により、障がいのある人の日常生活又は社会生活を支援するために必要な事業を任意事業として実施します。」とあり、必須事業としての意思疎通支援事業として「代筆・代読・音声訳による支援の仕組みづくりを検討します。」とあり、計画の一つの事業が進むこととなり、少しでも不安を取り除くことができると大変うれしく思います。

令和6年度でどのように利用してもらえるか、体制づくり等、念入りな準備がなされていくことと思いますが、何とぞよろしくお願いいたします。

◎子ども・子育て支援事業計画推進事業費について

次に、令和6年度の行政経費の中の子ども・子育て支援事業計画推進事業費についてであります。

この行政経費の内容というのはどのようなものなのでしょうか、お示ください。

○（こども未来）子育て支援課長

6年度予算の事業費の内容ですけれども、令和7年度から11年度を計画期間とします第3期計画の策定準備を今年度と来年度で行うこととなりますが、6年度は現在、行っておりますニーズ調査の結果を踏まえた現状の分析や需要量の推計など、計画策定に係る作業を委託により行う予定でおりますので、主なものは、その委託料となっております。

そのほか小樽市子ども・子育て会議開催に係る委員報酬ですとか、資料作成の経費などを含めまして、合計で370万円の事業費となっております。

○新井田委員

計画策定のための事業費ということで、小樽市子ども・子育て支援事業計画の第2期計画が令和2年度から令和6年度の計画期間であり、令和6年度で計画を終えることから後継計画を策定することと、この推進のための事業費として組まれておりますけれども、直近5年分の予算額の推移をお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

令和2年度から順に申し上げますと、令和2年度が38万円、3年度が29万円、4年度が80万円、5年度が360万円で、6年度の予算案は370万円となっております。

○新井田委員

年度ごとに結構ばらつきがあるようですけれども、少ないときと多いときの内容としてはどのような違いがあるのでしょうか、お示してください。

○（こども未来）子育て支援課長

年度ごとの違いですけれども、小樽市子ども・子育て支援事業計画は計画期間が5年となっておりますので、地域計画の策定準備に係る年度、今回で申し上げますと5年度と6年度になりますけれども、そういった年度については計画策定に係る経費もございますので、事業費が多くなる状況となっております。

○新井田委員

では、先ほど令和6年度の当初予算の内訳も少し説明していただいたのですけれども、令和5年度での360万円と令和6年度での370万円の内訳というのをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○（こども未来）子育て支援課長

令和5年度は、主に第3期計画の策定に係るニーズ調査を行っておりますけれども、調査の実施のための経費と、あとは小樽市子ども・子育て会議の開催に係ります委員報酬などの経費となっております。

来年度、6年度については、先ほど申し上げましたとおり、第3期計画の策定作業に係る経費と5年度同様、小樽市子ども・子育て会議の開催に係る経費というふうになってございます。

○新井田委員

5か年計画の更新、経費がかかるという部分とアンケートの実施もやはり資する経費がかかると思うのですけれども、令和6年度は令和5年度実施のニーズ調査を踏まえての次期計画の策定ということで、昨年12月にアンケート調査を行われていたようですけれども、ニーズの調査というのは計画策定時、5年に1度で行われているものなのでしょうか、お示してください。

○（こども未来）子育て支援課長

計画の策定に当たりましては、国から策定の考え方や手引というものが示されておりまして、計画は利用者ニーズに応じた提供体制を確保するためのもので、潜在的なニーズを含めてニーズの把握、算出が重要であるということで、保護者に対する利用希望調査を行って、需要量の推計や目標値の設定を行うということが求められておりますので、それに沿いまして計画を策定する5年に1回、ニーズ調査を行っているものです。

○新井田委員

では、今回のアンケート調査というのは何名の方に依頼し、回答率は何名だったのでしょうか。また、アンケート結果というのは、いつ頃お分かりになりますでしょうか、お示してください。

○（こども未来）子育て支援課長

昨年12月に実施したアンケートですけれども、対象は市内の未就学児童がいる全世帯2,267件に送付して、回答は970件ございました。回答率は42.8%となっております。

アンケートの結果につきましてですけれども、現在、詳細の集計作業や結果を基にしました報告書を作成中でございます。今月下旬に開催します小樽市子ども・子育て会議でアンケート結果の報告を経まして、4月には結果を公表できるように現在、進めております。

○新井田委員

平成30年の計画策定のときにもアンケート調査を実施していると思うのですが、意見の多いほうがよいと考えるのですが、前回と今回での方法の違い、また、回答率に何か変化はありましたでしょうか、お示してください。

○（こども未来）子育て支援課長

前回との比較ということで、まずニーズ調査の対象なのですけれども、前回平成30年度は、就学前児童がいる世帯、全部で3,495件ございましたけれども、そのうち子供の年齢ですとか、地域ごとの偏りが生じないように割合を調整して、いわゆる層化抽出法と呼ばれているようですけれども、それにより抽出した対象2,000件と放課後児童クラブの利用児童がいる世帯555件を対象に実施いたしました。

一方、今回は就学前児童がいる世帯については全世帯対象に行いまして、件数は2,267件。放課後児童クラブの利用世帯については、令和4年度に放課後児童課で別途アンケートを実施しておりましたので、今回は対象には含めてございません。

次に、調査方法なのですが、前は配布、回収ともに紙媒体で郵送等により行っておりましたが、今回は対象が若い父親、母親世代ということもあって、スマートフォンなどの操作に慣れているということで、ウェブアンケート方式として、調査の依頼文は郵送しましたが、回答についてはウェブ上で行えるようにいたしました。

回答率なのですが、就学前児童の世帯を対象とした部分で申し上げますと、前は44.5%、今回は42.8%と回答率としてはほぼ同数、数字に近い結果となっております。

○新井田委員

方法も考えながら、いろいろ進められていることが分かりました。

今年度、アンケートで把握したニーズも踏まえて、これから次期計画策定に進められることと思います。時代とともにニーズの変化や家族の在り方にも様々な変化が出てきているかと感じますし、また、支援を求める声や日常でのお困り事なども多様化してきているかと思っています。

人口減少対策、とりわけ子育て支援にも力を入れておられる迫市長の市政です。なかなか目に見えづらく時間もかかる分野であったり、今後、5年、10年先の結果として出していくためにも、今の計画や施策などをやはりしっかり考えていかなければならない、次期計画がさらに大事になってくると思います。

次期計画の策定に対して、現行計画と比較して、現時点でどのように策定に向けて考えておられるかをお示してください。

○（こども未来）子育て支援課長

基本的には、集計作業中ですが、現在、行っておりますニーズ調査の結果を踏まえて策定するということにはなりますけれども、各事業の需要量の推計ですとか、提供体制の確保に関しましては、委員もおっしゃられましたとおり、社会情勢の変化もありますので、前回5年前とは、子供を取り巻く環境ですとか、子育て支援に対するニーズも変わってきておりますので、実情を踏まえながら策定していく必要があるものと考えてございます。

○新井田委員

一子育て世代としても本市の推進に期待を寄せるところでございます。多様な課題やニーズにお応えするには、大変御苦労されると思いますけれども、何とぞよろしくお願いいたします。

○横尾委員

◎放課後児童クラブについて

私からは、放課後児童クラブについて質問させていただきたいと思います。

代表質問でも少し出させていただきましたけれども、令和6年度の予算の主な事業案の中に、今回、放課後児童クラブの利用手数料の無償化という新規事業がありました。これについては本質問でも確認させていただきましたけれども、10年間の収支を見込む中で、財政状況は厳しいながらも、しっかりと効果的に収支改善に努めることによって継続できるという判断するという答弁もいただきました。では、続けていくに当たって、実際の利用についての考え方を確認させていただきたいと思っております。

まず、放課後児童クラブなのですけれども、定員がどういうふうになっているのかということで、定員の数などがもし分かればお聞かせください。

○（こども未来）放課後児童課長

定員の数ということですが、人数を定めるに当たっては、小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で、国基準である児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上としておりますが、小樽市放課後児童クラブ運営要綱では、この面積を1.88平方メートルと国の基準を上回る設定をしておりまして、この1.88平方メートルを児童クラブ室の面積で割り返した数を定員としております。

○横尾委員

そうすると、教室の大きさによって違うということが分かりました。

放課後児童クラブも学校の施設を使っているがあるので、主な空き教室を使っているところは大体一緒なのかというふうに思います。

今、確認させていただきましたが、国の基準1.65平方メートル、1人以上確保するというものより、市の要綱では1.88平方メートルということで広めに取っている配慮というか、そうした理由がもしあればお示してください。

○（こども未来）放課後児童課長

この1.65平方メートルという基準が、平成27年の子ども・子育て支援新制度が始まったときに示されたものでありまして、その前が1.88平方メートルという基準を設けて運営しておりましたことから、小樽市としてはその基準を下げることなく、そのまま継続して運用していると考えています。

○横尾委員

それであれば、国の基準に合わせるというよりも、小樽市としては比較的、余裕があるといった運営をされているということを確認させていただきました。その部分は優位性に当たるかどうか分からないですけれども、しっかりと見られる状態にあるのかというふうに思いましたので、安心いたしました。

こういった定員があるわけですが、今回、無償化になるということで、利用が増える可能性も多々あるかと思いますが、今まで、もし定員ぎりぎりで行っていたのであれば、定員を超える場合もあると思うので、定員を超える場合の対応について改めて確認させていただきたいのですけれども、もし利用する方が継続する、そして新1年生が入ってきて、かなりの申込みがあったという場合に、例えば、もともと継続されている方も含めた申込者の調整みたいなものはされるのか、お聞かせください。

○（こども未来）放課後児童課長

入会できなければ、預け先などがなくて、子供の安全を確保することができないという状況の御家庭が利用するものとなっていますので、まずは入会を断る、待ってもらおうということはせずに受入れをしております。

○横尾委員

例えば、市の定員を超えるようなことが見込まれた場合、増設などという部分あると思うのですけれども、この市の基本的な定員を超えた場合、すぐに増設というふうに考えるのか、国の基準もありますので、それとの関係で何かあればお聞かせください。

○（こども未来）放課後児童課長

児童の数につきましては、国の考え方に沿って毎日利用ではなく、週のうち数日の利用を前提とする児童も多くありまして、こういった児童については平均利用人数を算出して、毎日利用の児童の数に加えて、児童数を算出することとしているほか、先ほど説明しました面積基準において市の基準ではなく、国の基準での定員に置き換えるなど弾力的な運用で対応しております。

○横尾委員

最低でも、一瞬でも国の基準を超えないような対応を考え、受入れをしっかりとしていこうという体制でやっているということを確認させていただきました。

もし、このクラブの定員を大きく超えることが見込まれて、増設などというふうになったときに、指導員だとか、空き教室だとか様々用意しなければならないと思うのですけれども、実際に増設をするとなると、しなければならない作業とはどのようなものがあるか、お聞かせください。

○（こども未来）放課後児童課長

まず、大きく定員を上回る場合には施設の増設ということも検討していかなければならないと思っておりますけれども、こちらについては長期的な目で判断をしていく必要があると思っております。

あと、児童数が増えたことで、例えば消耗品、子供が遊ぶ塗り絵というものの数が足りなくなるということは想定されますので、必要数をしっかり確保する。あと、子供の荷物入れの棚といったものの備品を増やすということも現状の予算の中で対応していくというふうに考えております。

○横尾委員

まず、増設化するか、しないかという判断というのは、基本的にどれくらい前に判断すれば間に合うと考えているのかという部分、申込者が増えて、すぐできるものとは思わないのですけれども、大体どれくらい先に見込むといったものがもしあるのであれば、お聞かせください。

○（こども未来）放課後児童課長

どのくらい前というのがはっきりとお示しはできませんけれども、途中で退会するですとか、新規新年度の受付の後に、高学年につきましては、5月、6月に退会するという傾向もございますので、全体的な数字がこの後もかなりオーバーするものが続くというような状況をどこかで判断していかなければならないとは思っておりますが、具体的な時期というのは、お答えが少し難しいです。

○横尾委員

事前準備は様々必要だけれども、流動的な部分があたりするということで、随時確認していただいているということで確認させていただきました。

そこで、ホームページにも令和6年度から、放課後児童クラブの利用手数料が無償になるという案内もさせていただいていました。実際に先ほど言ったように無償化などで利用者の増加も想定されるのですけれども、この実施年度の入会申込みの受付というのは例年2月から開始となっていて、2月末が受付終了期間となっているということでホームページに書いていました。

既にこの令和6年度の申込み状況というのは、ある程度、把握されていると思うのですけれども、今の時点で定員を超えるような状況になっているのかも含めて、どれぐらいの申込みがあるかが分かればお聞かせください。

○（こども未来）放課後児童課長

面積だけでいう基準で言いますと、定員を超える申込みがある児童クラブは幾つか現在でもございます。

まだ全申込みが整っていない途中経過でございますが、先ほど説明しました児童の数、毎日利用なのか、週1回しか利用しないといった児童の実況の状況を把握しておりまして、その数で見ますと、定員の範囲内に収まるという状況であります。

○横尾委員

そうなると思設備面の部分、靴箱やロッカーなど様々あると思うのですが、そういった部分も一応、困らない程度で準備はできて、今あるもので対応できる、または、ちょっとしたものが準備できれば対応できるということで考えてよろしいでしょうか。

○（こども未来）放課後児童課長

全体の人数としては増えるということにはなりますので、子供がいつ利用しても遊べるだけのしっかりしたおもちゃですとかノート類、遊ぶようなものについては人数分用意する必要はあると考えております。

また、今後も、まだ書類が整っていないで出されていないという世帯もありますので、そういった状況を随時把握しながら、4月からの利用に支障のないように準備を進めているところです。

○横尾委員

制度が変わっての利用になりますので、新年度の準備は大変かと思いますが、しっかりお願いしたいと思います。

この申込み状況を見て、この無償化の影響というか変化といったものは、制度が変わることで利用される方が増えたとか、例えば細かい、先ほど言ったような、曜日だけでも実は使いたかったのだけれども、ようやく無償になるから使えるといった声だとか、人数の変化といったものをもし感じていればお聞かせください。

○（こども未来）放課後児童課長

総数としては、今時点の集計で言えば、昨年度よりも増えているといった数字になっておりますので、先ほど説明したような毎日利用ではないけれども、週に何回かだけでも利用したかった。ただ、それが利用手数料があることで何とかやらずに調整してきたというような方々が増えた数ではないかと思っておりますので、そういった方々の子育て世帯の支援につながっているというような実感は持っております。

○横尾委員

しっかりとこの事業を進めるに当たっての準備段階の部分で、確かに、そういった利用される方、市民の方に変化があるのかというのは感じさせていただきました。

あと、もしこれが無償化になってサービスを使うとしても、大事なやはり安全面、たくさん人が増えたことで目が行き届かないといったことがないように、定員の部分はしっかり指導員の方にも説明していただいて、その対応をお願いすることなのだと思いますが、やはり、これからサービスの質の向上の部分だと思います。これが求められてくると、使ったはいいけれども、サービスとして満足いかないという部分が今後、課題になってくると思いますけれども、これについての課題とそれに向けての対応で、もし考えていることがあればお聞かせください。

○（こども未来）放課後児童課長

今後の課題としましては、委員おっしゃるとおり、支援員の質の問題ですとか、支援員が質を向上していくための知識の習得の場、あと、支援員の確保も含めてですけれども、ニーズのある開設時間の延長といった、これからは運営自体の質を皆さんに満足できるような形で提供していくということを努力していかなければいけないというふうに考えております。

○横尾委員

この放課後児童クラブの部分をしっかり確認させていただきましたけれども、まずは、これから利用無償化が始まりますけれども、新たな利用者の方が、いろいろなニーズを持った方が利用されるかと思っておりますので、しっかりそのニーズの把握もしながら、よりよい事業にしていきたいことをお願いして、私の質問を終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がございますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○下兼委員

◎エキノコックス症について

まず、エキノコックス症について伺いをいたします。

北海道立衛生研究所によりますと、エキノコックス症は世界の中では北半球で発生しており、日本では北海道を中心とする北日本だけで確認されています。1964年以前は北海道でエキノコックスの分布が知られていたのは礼文島だけでしたが、その後、1965年に根室市で新たにエキノコックス症患者が確認され、その後の動物の調査などで道東の10市町村にエキノコックスが分布していることが分かりました。また、1983年以降は道内各地で新たな分布地域が確認され、現在ではエキノコックスは全道一円に分布をしています。

キツネの感染率ですが、昭和41年から平成4年まで全道平均で高い年でも20%台でした。ところが、その後、感染率は増加し、平成10年には過去最高の57.5%を記録しました。

そこで何点かお尋ねします。

エキノコックス症の特徴や症状についてお聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

主に肝臓の病気ですので、進行するにつれ、疲れやすさ、肝臓の辺りの不快感、黄疸といって目や皮膚が黄色くなる、むくみ、発熱などの症状があります。

○下兼委員

やはり、内臓がとても重い病気になると伺っておりました。

それでは、自覚症状が出るまでの期間はどれくらいですか、お聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

一般的に感染してから5年から十数年の期間と言われています。

○下兼委員

本当に長いこと体の中に入って、それから自覚症状が出るということなのですか。とても怖いと思います。

それでは、エキノコックス症に感染しないためには、どうすればよいのでしょうか。

○（保健所）鳥居塚主幹

エキノコックスの卵が口に入らないようにすることが大切です。まず、手洗いを徹底すること。野山の山菜などを口にする際は、加熱するか、よく洗ってから食べること。キツネを近づけないように、生ごみやペットの食べ残しはきちんと処分するなどが予防方法です。

○下兼委員

小樽市でエキノコックス症に感染した例は今までありましたでしょうか、お聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

令和4年までの過去10年では、平成29年に1件です。

○下兼委員

先ほどの道立衛生研究所の中で、キツネのエキノコックス感染率が高くなっているともあります。小樽のまちといますか住宅街にもキツネが出てきています。私の住んでいるオタモイなのですけれども、12月に庭にキツネが来まして、丸々太ったキツネでした。栄養があるのだと思いました。それで、孫も2人いたのです。そうしたら、子供たちは、あまり見たことがないものですから、もう、きゃあきゃあ言っているのです。素直でいいのですけれども、子供たちには絶対に触らせないようにしなければと、そのときに思いました。

子供たちがキツネに遭遇することもあり得るかと思います。保健所として、エキノコックス症の正しい知識を伝えているかどうか、お聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

小樽市では、毎年の町内会回覧でエキノコックス症の予防として、手洗いや生ごみの処理、キツネに餌を与えないこと、犬の放し飼いをしないことなどの周知と市のホームページで、エキノコックス症の予防や検査方法などについて周知をしております。

○下兼委員

やはり、子供たちが心配です。これから雪が解け、そして子供たちは待っていたかのように外で遊びたがります。気をつけていただきたいと思います。

それでは、潜伏期間が長いので自覚症状が出てからでは遅いのではないのでしょうか。子供たちへの検査は行われていますでしょうか、お聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

本市では、小樽市立病院で現在異常がなく、過去5年間検査をしたことがない小学校3年生以上の方に無料で血液検査ができます。

○下兼委員

幅広く検査をしていただきたいと思います。小学生のうちにもしも感染をしてしまっていたら、その自覚症状が出るまで大変長い期間、そして出たときには、もう大変なことになってしまうということで、なるべくたくさんの子供たちに検査をしていただきたいと思います。

子供たちの検査については今お答えをいただきましたが、さらに子供たちへの周知、啓発など、今後の取組があればお聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

今後ともホームページや回覧板等を通じて市民の皆さんに対し、正しい知識やエキノコックス症検査の意義の普及などに努めてまいります。

○下兼委員

◎福祉除雪について

次に、福祉除雪についてです。

3月に入り、やっと雪かきの心配が薄れてきました。今シーズンの雪は本当に大変でした。1月7日から8日にかけての大雪は一体どれだけ降るのか、もしかしたら、やまないのではと思うくらいでした。69センチメートルを記録したと言われています。雪が降ったら除雪しなければ家から出られませんでした。私の家もそうでした。市民の皆さんは朝から除雪を一生懸命していました。頑張って御自分で除雪できる方がいる一方で、やはり、高齢者や身体の不自由な方々は自身で除雪が難しい、困っている方がたくさんいます。

そこで、小樽市社会福祉協議会が行っている福祉除雪があります。先月その福祉除雪の記事が北海道新聞に掲載されていました。自身で除雪ができない市民は本当に助かっていると思います。今まで何人もの議員が御質問に立たれたと思いますが、私からもお聞きしたいと思います。

過去5年間の除雪の個人ボランティアと団体ボランティアの登録数をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

除雪ボランティアの登録集約などを行っている小樽市社会福祉協議会に確認いたしました。5年ごとの個人と団体のボランティアの登録数を申し上げます。

令和元年度、個人13人、団体6団体、令和2年度、個人18人、団体3団体、令和3年度、個人10人、団体5団体、令和4年度、個人18人、団体9団体、令和5年度、個人20人、団体9団体でございました。

○下兼委員

その年によってばらつきはあるものの、大体20人前後の個人ボランティアです。

除雪ボランティアの人数は足りていると思われますか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

除雪ボランティアの人数につきましては、先ほど申し上げた一定の方々に御登録いただいているところですが、多いにこしたことはなく、まだまだ登録していただければと思っているところでございます。

というのも、雪は曜日問わず降るところですが、ボランティアを行っていただいている団体の多くは、土日の活動という部分が多いと思います。特に平日などに降った場合は、個人ボランティアさんのお力を協力いただくところになると思うのですが、平日活動していただける方がなかなか少ないというのが現状でございます。

○下兼委員

やはり、平日のボランティアが欲しいですね。

では、ボランティアの人数を増やすための施策はお考えでしょうか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

ボランティアに少しでも増えていただくための方策というか行っている部分でございますけれども、市としましては、市職員宛ての全庁メールで、除雪ボランティアの御協力の依頼を行っているところでございます。

あと、小樽市社会福祉協議会としても、ボランティアの募集のチラシを作成いたしまして、まず例年登録していただいている団体ですとか個人の方などにお知らせするとともに、たるCAN!のアプリなどを使って募集の活動を行っているところでございます。

○下兼委員

毎年参加していただいているボランティアの方には本当に感謝です。

民生委員の方々は、除雪を必要としている世帯の把握はしておりますでしょうか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

民生委員につきましては、前年度に福祉除雪の制度を御利用された方のリストをお配りしておりますので、利用されている方の世帯については把握している状況でございます。

あと、毎年、春先に民生委員のふれあい訪問を行う中で、各世帯から困り事を聞いている中で、もしそういう雪に困っているという話があれば、福祉除雪の案内などをされているというふうに聞いてございます。

○下兼委員

民生委員の方々には本当に御多忙のところ、たくさんのお仕事をされて申し訳ないのですが、でも、やはり冬の間は民生委員たちも本当に気が気ではなかったのではないかと拝察いたします。

桜陽高校では、毎年、独り暮らしの御高齢者宅を中心に除雪ボランティアを30年以上続けているそうです。今年も1月28日に生徒130名、教員12名が部活動ごとに分かれて除雪を実施したそうです。

これは私の感想なのですが、桜陽高校だけではなく、ほかの高校の運動部の生徒たちにも協力をお願いしたかったとしたら、喜ばれる高齢者が増えるのではないのでしょうか。私は本当にそれを願っております。

若い方々にとっても除雪の大変さや高齢者の方々との交流は、とても学びになると思うのです。これからもしそういうことがあれば、いいのではないかと私は思っております。

小樽市はこれからますます高齢化が進みます。除雪をすることが困難になる高齢の市民が増えることは間違いありません。除雪を必要とする高齢者のために、何とかボランティアの方々の増加を進めていただきたいと思います。

○高橋委員

◎重層的支援体制整備事業等について

厚生常任委員会所管ということで、例によって重層的支援体制整備事業に関してお聞きしていきたいと思います。

まずは、やっそここまで来たという気持ちと、ここからがスタートという現実と、今、両方のかみしめているところなのですけども、ここに至って、もはや重層的支援体制とは云々みたいな説明はいたしませんので、早速、中身に入っていきたいと思います。

まず、重層的支援体制整備事業の次年度予算の枠組みについてどうなっているのかというところと、そのうち、新規事業がどのぐらいの規模であるのかという点をまずお示しいただけますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

重層的支援体制整備事業の枠組みなのですけども、まずは既存の介護や障害、子育て、困窮に関する相談支援や地域づくりに向けた事業のほか、新たな事業としまして多機関協働事業、それからアウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援等を一体的に実施する事業となっておりまして、既存の分野の補助金、それから新規事業に係る補助金を合わせて一括交付金化される事業になります。

新たな事業につきましては、今述べました多機関協働事業を多機関協働推進事業費として710万円計上させていただいております。このうち、国の補助は2分の1、道の補助4分の1となっております。

○高橋委員

次に、重層的な支援体制を整えていくに当たって、福祉保険部の組織体制として変える部分というか、変わる部分といえますか、そうしたところがあればお示し願いたいのですけれども、こちらいかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

令和6年度の組織体制につきましては、福祉総合相談室に福祉専門職によるコーディネーターを1名、委託により配置する予定であります。

○高橋委員

次に、この重層的支援体制整備事業を実施している他都市を幾つも拝見しましたがけれども、それぞれのまちのニーズによって、もちろん事業内容が様々で形が変わっているわけですが、本市の特徴についてどのようなことが挙げられるのかというところをお示し願えますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

本市におきましては、令和3年度に行いました組織改革の中で福祉総合相談室を開設しまして、分野横断的な支援体制を構築しているところですが、このたび重層的支援体制整備事業を実施するに当たりましては、先ほども御答弁いただきましたけれども、新たに福祉専門職のコーディネーターを配置して今後の官民連携した取組、支援の充実に向けて体制の強化を考えているところです。

○高橋委員

今御答弁いただいた部分と多少重複するかもしれないのですけれども、重層的支援体制整備事業に関連する次年度予算の組立てに当たって意識したこと等に関しても少し御説明をいただければと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

重層的支援体制整備事業につきましては、特に新規事業の部分になりますけれども、この予算化につきまして求められる分野横断的な対応が可能となる包括的な相談支援体制をどのように構築するか、具体的には、市役所、関係部局、それから民間の各分野の相談窓口での連携をどのように確立するかといったことを念頭に置きまして、先行して取り組んで実施している他自治体の取組内容、考え方を伺いながら、本市の実施体制について検討を進めてまいりました。

○高橋委員

今御答弁の中にも包括的なというワードがありましたけれども、そこに関連してといいますか、地域包括支援センターの運営予算が介護保険から、この重層的支援体制整備事業の予算に置き換わるものというふうに認識をして

います。これによって介護保険の領域を超えて支援をすることができるようになるということを期待しているのです。

まず、各地域包括支援センターの予算規模として、これまでと次年度、つまり、重層的支援体制整備事業を実施する以降で増減があればお示しいただきたいというところと、あわせて、人数や専門人材等に関して変更になる点等はあるのか、こちらもお答えください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

各地域包括支援センターの運営に係る予算規模につきましては、令和5年度予算と令和6年度当初予算要求額で増減はありません。また、人数や専門人材等センターの職員体制につきましても変更はありません。

○高橋委員

基本的には、その予算の出どころがどうあれ、次に向けてというか、同じ規模でスライドするというイメージですね。

この地域包括支援センターの位置づけに関してもお聞きをしたいのですけれども、役割とか設置目的みたいなものが変わらないかどうかというところと、仕様だったり、その契約の内容によるというのは前提ですが、支援に際して選択できる手段が増えるとも解釈できるのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

介護保険法に基づく地域包括支援センターの役割、設置目的につきましては、高齢者の総合相談支援業務ですとか、権利擁護業務等の辺りは変わらないものです。

また、選択できるような、そういう支援の部分のところにつきましても、特に新たなものということはないのですが、属性を問わない包括的な相談の受け止め、課題の整理を行い、地域包括支援センターだけでは対応が難しい場合につきましては、福祉総合相談室や適切な支援機関につなぐことということがより求められるということになります。

○高橋委員

この重層的支援体制整備事業を実施することによって、地域包括支援センターの事業を担い得る法人の条件等に違いが出てくるかどうかという部分を御説明いただけますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

地域包括支援センターの事業になり得る法人の条件等につきましても、特に違いというものは出てきません。

○高橋委員

一定の理解はさせていただいたのですけれども、やはり、これからに向けて必要な機能みたいなものとか地域ごとのニーズによって可変性と言いますか、変えられるような形であるほうが望ましいのではないかというふうに思っているのです。

この重層的支援体制整備事業がそもそも必要とされるのは、価値観とか、ライフスタイルとか、テクノロジーみたいなものを含む社会の形と、従前の国及び自治体の制度に乖離が起こっているからだと思います。私もよく社会課題の複雑化という表現をしますが、ある意味では課題はシンプルで、行政の側の支え方が複雑にしているとも言えると感じているところです。

◎子供を取り巻く社会問題について

次に、その観点を踏まえて何うのですけれども、子供を取り巻く社会課題に関してです。

代表質問でも少し触れました、こども家庭センターについてですけれども、業務の範囲がどのように定められているのか、お答え願えますでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

こども家庭センターにつきましては、児童福祉法においては、主に児童虐待対応などの児童及び妊産婦の福祉に

関して必要な実情把握、情報提供、相談対応や調査指導のほか、支援が必要な要支援児童等に対する支援計画の作成などが規定されております。

また、母子保健法においては、母性や乳児及び幼児の健康の保持・増進に関する支援に必要な実情把握や、保健指導、母子保健に関する各種の相談対応などが規定されておまして、本市のこども家庭センターの所掌事務につきましても、当該法令に準じたものとなっております。

○高橋委員

次に、代表質問での御答弁から、こども家庭センターについて相談者が抱える課題の解決に向け、新たに目標や支援内容を盛り込んだサポートプランを作成という文言があったのですがけれども、この点のフローについて、もう少し御説明をお願いいたします。

○（こども未来）こども家庭課長

サポートプランですけれども、まず、通常の相談対応を踏まえまして、より手厚い支援だとか継続的な支援、また、関係者の調整が必要とする妊産婦や子供やその家庭を支援対象者として把握いたします。その後、訪問や面談等によりまして、ニーズや課題の把握を行います。支援の種類や内容について支援対象者の意向を確認しながら、調整してサポートプランを作成していきます。

サポートプランは、できる限り支援対象者の同意を得ることに努めまして、本人自身が主体的に課題の解決に向けて取り組めるように支援を行うこととなっております。

また、母子保健に係る相談は保健師が、児童福祉に係る相談は社会福祉士などの専門職が対応いたしますが、それぞれの分野が密接に連携して対応することが求められるケースを想定いたしまして、専門職になりますが、新たに配置される統括支援員が母子保健と児童福祉の連携の判断や情報共有、協働での支援のマネジメントを行いながら、ケース会議等を開催するなどにより関係機関とも情報共有を図りまして、適切な支援に結びつけていくものと考えております。

○高橋委員

ちょうど国会でも、子ども・子育て支援法の改正案が提出されているところで、その中にはヤングケアラーの支援などが盛り込まれるなどとされています。ヤングケアラーとか子供の貧困という言葉に関して、子供を大切にするという意図から、目を引く言葉で社会に対して、ある種の課題提起をしたものだというふうに理解をしていますけれども、一方で言葉が独り歩きしていくことで、その問題が矮小化されたり、支援の幅が狭められるみたいなことにならないように留意をしなくてはいけないと感じているところです。

ケースごとに強弱があっても、ヤングケアラーはその家庭に支援すべき方がいて、その支援が足りていないから子供が担わされているというふうにも言えますし、子供の貧困についても、そもそも保護者も含めて貧困であって、そこに貧困の子供がいるという状態です。家は裕福で子供は貧困というふうにはなりづらいということです。そこで子供の貧困対策としたときに、経済的支援を子供に直接行うわけにはいきませんから、貧困の状態にある保護者や家族を支援することになるということです。

ただ、その子供に対してストレートに支援できる点として、コトの部分があると思うのです。これは体験とか経験を提供するという意味合いですがけれども、その必要性を感じているのです。ケアラーは、時間的あるいは経済的な余裕がなくて様々な経験の機会が失われる。困窮している世帯では、義務教育の範囲を超えた体験が限定的になるというデータもありました。行政がどこまで介入すべきかの線引きもしなくてはならないですが、公的機関や民間団体とも連携をして本市が担える役割はあるというふうに考えています。

子供の体験の乏しさを埋めることの必要性、そして、市ができることについてどのように捉えているか、少し大きな質問にはなりますけれども、こちらをお答えいただいて質問を終わりたいと思います。

○(こども未来)こども家庭課長

子供が日常の中で経験する様々な体験は、子供の成長にとっては大切なものであるというふうに認識しております。ですので、子供自身がこうした体験ができる機会に主体的に参加できるような環境を整えていくということは、個々のケースによってこれも異なりますので、例えばですが、ヤングケアラーに対して支援が必要な方へ家庭の支援を行うことで子供自身が活動できる時間をより確保できるようにして、体験に参加できるような環境を整えていくといったことが子供の支援においては重要であるのではないかというふうに考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。